

令和 8 年度
はままつ新事業創出資金調達促進事業
概要説明

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

目 次

はままつ新事業創出資金調達促進事業業務方法書・・・・・・・・・・・・・・・・	1
はままつ新事業創出資金調達促進事業業務方法書細則・・・・・・・・・・・・	6
債務保証料徴収基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
債務保証事業に係る事務手続き要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・	54
令和 8 年度はままつ新事業創出資金調達促進事業公募要領・・・・・・・・	83

はままつ新事業創出資金調達促進事業業務方法書

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 はままつ新事業創出資金調達
促進事業業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「機構」という。）定款第4条第2項及び第3項の規定に基づき、機構が行うはままつ新事業創出資金調達促進事業（以下「資金調達促進事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 資金調達促進事業の実施により、浜松市内の中小企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業をいう。）の新事業展開を中長期的な視点で支援を行い事業化を促進し、浜松経済をけん引する成長産業の創出につなげていく。

(資金調達促進事業の事業種別)

第2条 資金調達促進事業は、次の各号に定める事業とする。

(1) 債務保証事業

(2) 交付金事業

2 資金調達促進事業は、前項第1号及び第2号の両方の事業を実施するものとする。ただし、第2号の事業を申請者が辞退する場合は、第1号の事業のみの利用とすることができる。

3 資金調達促進事業の利用は、一企業あたり1回限りとする。

(資金調達促進事業の対象者)

第3条 資金調達促進事業は、浜松市内に本社又は主たる事業所若しくは研究所を有する中小企業であって、次の各号の全てに該当する者を対象者（以下「資金調達対象者」という。）とする。

(1) 新技術の開発能力並びに新事業展開に必要な技術的能力及び経営能力を有する者

(2) 新規事業展開を目指した高度な技術やそれを生かした製品に関する研究開発（以下「研究開発事業」という。）を浜松市内で中心的に実施する予定である者

(資金調達促進事業の対象範囲)

第4条 資金調達促進事業の対象範囲は、次の各号に定める事業とする。

(1) 研究開発事業

(2) 当該研究開発事業に基づく製品化及び事業化に向けた販路開拓、市場調査等に関する事業（以下「製品化・事業化推進事業」という。）

(資金調達促進事業の支援者)

第5条 第2条第1項に定める債務保証事業により資金調達対象者に対して融資を実行する銀行及びその他の金融機関（銀行法(平成9年法律第78号)第2条第1項及び信用金庫法(昭和26年法律第238号)第2条に規定する金融機関並びに特別に制定した法律を根拠法として設立された政府関係金融機関をいう。以下「融資銀行」という。）は、資金調達促

進事業の円滑な事業進捗を図るため資金調達対象者に対して、資金管理や事業進捗管理等の専門的な支援を行うものとする。

第2章 債務保証事業に関する事項

(債務保証の対象及び範囲)

第6条 機構の行う債務保証は、第3条の規定する資金調達対象者とする。

2 機構が行う債務保証の範囲は、研究開発事業とし、一事業計画あたり融資銀行から受ける貸付金総額の100分の80を限度として保証する。

(債務保証の最高限度及び保証期間)

第7条 機構の債務保証に係る保証債務残高の最高限度は、債務保証基金の2倍の額とする。

2 機構の行う債務保証期間は、8年（据置期間を含む）以内とする。

(一被保証者に対する債務保証の限度)

第8条 機構が、一資金調達対象者を被保証者として行う債務保証額は、上限30,000千円、下限10,000千円とする。

(担保)

第9条 機構は、債務保証を行うに際しては、物的担保を徴収しないものとする。

(債務保証の委託)

第10条 資金調達対象者が、機構の債務保証を受けようとする場合は、債務保証委託書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 機構は、被保証者に連帯保証人をたてさせることができる。

(債務保証の申請)

第12条 融資銀行は、貸付を行おうとする場合には、債務保証申込書を機構に提出しなければならない。

(債務保証の諾否)

第13条 機構が、債務保証の委託及び債務保証の申請を受けた場合は、当該申請に係る債務保証の諾否について審査をし、適当と認められるときは、融資銀行に対し、債務保証対象者を被保証者とする債務保証承諾を行うものとする。

2 機構は、前項に定める債務保証の承諾を行うときは、別に定める債務保証料を徴求するものとする。

(保証債務の履行)

第14条 機構は、被保証者が最終弁済期日又は、期限の利益喪失日から60日を経過した後、なお、その債務の全部又は一部を履行しない場合において、融資銀行からの請求があったときは、当該銀行に対し、債務保証を履行（以下「代位弁済」という。）するものとする。

2 機構は、前項に規定する保証債務の履行の請求が、最終弁済期日又は期限の利益喪失日

から1年を経過した日以降である場合は、これを行わない。

(求償権)

第15条 機構は、前条に定める代位弁済により、被保証人及び連帯保証人に対して、当該代位弁済に係る求償権その他一切の権利を取得し、これを管理し、又は行使するものとする。

(融資銀行への委託)

第16条 機構は、第13条第2項及び前条に定める業務を融資銀行に委託するものとする。

(債務保証条件の変更)

第17条 被保証者が、その保証に係る条件を変更するときは、改めて機構の承諾を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(債務保証の取り消し)

第18条 機構は、融資銀行が故意又は重大な過失により、約定書又は債務保証書に違反した場合は、債務保証を取り消すことができる。

第3章 交付金事業に関する事項

(交付金事業の対象及び範囲)

第19条 交付金事業の対象は、第13条第1項に規定する債務保証の承諾を受けた事業者とする。

2 機構が行う交付金の範囲は、研究開発事業及び製品化・事業化推進事業とし、機構が認めるものとする。

(交付金の金額及び活用期間)

第20条 交付金の額は、20,000千円に、その利用する債務保証の額を30,000千円で除して得た割合を乗じて得た額(100千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を限度とする。

2 交付金は、債務保証の初年度及び2年経過する年度に2回に分けて等分で交付する。

3 交付金は、交付年度を含め2カ年度で対象事業に対して活用し、未利用の交付金は返還又は2回目の交付金で精算するものとする。

(交付金事業の申請)

第21条 資金調達対象者は、交付金事業に申請する場合には、交付金申請書に必要事項を記載し機構に提出しなければならない。

(交付の決定)

第22条 機構が、交付金事業の申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付金を交付すべきと認めたときは、資金調達対象者に対し交付決定するものとする。

2 機構は、前項の規定において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金交付申請に係る事項につき、修正を加えて交付決定することができる。

3 機構は、交付金の交付決定をする場合において、事業目的に基づく使用、善良な資金管理、事業の適正執行等に関する事項について、交付の条件を付するものとする。

(変更及び中止)

第23条 資金調達対象者は、交付金事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、予め機構の承認を得るものとする。

第4章 審査委員会に関する事項

(審査委員会)

第24条 機構は、第13条第1項及び第22条第1項の審査を公正に行うため、機構にはままつ新事業創出資金調達促進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、新事業開発や債務保証、資金調達等の識見を有する者のうちから機構の長（以下「理事長」という。）の委嘱する委員10名以内をもって構成する。

3 審査会の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 進捗管理に関する事項

(モニタリング)

第25条 資金調達促進事業を受けた者は、第13条第1項に規定する債務保証承諾を受けた日（以下「債務保証承諾日」という。）から10年間、当該認定事業に係る1年間の研究開発、製品及び事業化の状況について、機構に報告するものとする。

(実績報告及び成果審査)

第26条 資金調達促進事業を受けた者は、交付金事業の実績報告を、債務保証承諾日の属する年度から起算して2年及び4年を経過する年度の5月末日までに機構に提出するものとする。

2 資金調達促進事業を受けた者は、債務保証事業の実績報告書を、債務保証が終了した日から起算して30日以内に機構に提出するものとする。

3 機構は、前2項の実績報告を受理したときは、速やかに審査する。当該資金調達促進事業が計画どおり遂行されていないと認められる場合は、資金調達促進事業を受けた者に対し、これを遂行するための措置を図るよう指示をするものとする。

4 実績報告及び成果審査に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 その他

(事業成果に伴う地域貢献)

第27条 資金調達促進事業を受けた者は、一定以上の成果が見込まれる場合は、交付金の全部又は一部に相当する金額を、資金調達促進事業の資金として機構に寄付する等、地域企業の新事業展開の促進に協力するものとする。

2 機構は、債務保証終了後、一定以上の成果が見込まれる資金調達対象者に対して、資金調達事業の資金への寄付を行うことを申し入れるものとする。

(細則への委任)

第 28 条 この業務方法書に定めるもののほか、資金調達促進事業の業務の方法については、理事長が細則として別に定める。

附 則

- 1 この業務方法書は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行に伴い、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 債務保証事業業務方法書（平成 2 5 年施行）は廃止する。

はままつ新事業創出資金調達促進事業業務方法書細則

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 はままつ新事業創出資金調達
促進事業業務方法書細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構はままつ新事業創出資金調達促進事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）の規定に基づく資金調達促進事業の業務の運営に関し、必要な事項を定め、もってその業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則に用いる用語は、業務方法書に用いている用語の例による。

第2章 債務保証事業に関する事項

(保証対象事業の要件)

第3条 機構が債務保証の対象とする事業は、次の各号の一に該当するものとする。債務保証を行うに際しては、物的担保を徴収しないものとする。

- 1 新規事業開発に向けて必要な研究開発(高度な技術・製品開発)等に関するもの。
- 2 新市場展開や新製品開発に必要な研究開発等に関するもの。

(保証の対象事業となる資金)

第4条 債務保証の対象となる資金は、研究開発のために必要な調査研究費、設計費、設備費、試験費、試作費等とする。

(約定書の締結)

第5条 機構は、融資銀行と債務保証に関して約定書（様式第1）を締結する。

(債務保証委託の申し込み)

第6条 債務保証の委託をしようとする者は、機構に対し貸付を受けようとする融資銀行を経由して、債務保証委託書（様式第2）を提出するものとする。

- 2 債務保証委託書の提出を受けた融資銀行は、機構に対し速やかに当該債務保証委託書を送付するものとする。

(債務保証の申し込み)

第7条 債務保証委託書の提出を受けた融資銀行が、貸付を行おうとする場合は、機構に対して債務保証申込書（様式第3）に調査意見を付して提出するものとする。

(連帯保証人)

第8条 機構は、被保証者に連帯保証人をたてさせることができる。

- 2 連帯保証人は、1名以上とする。
- 3 法人である場合は、原則として代表者を連帯保証人とする。ただし、状況に応じては別途、連帯保証人をたてさせることもできるものとする。

(債務保証の承諾)

第9条 機構は、債務保証申込書の提出を受けたときは、速やかに審査委員会の審議を経て、債務保証の諾否を決定するものとする。

2 機構は、債務保証を承諾する場合は、融資銀行に債務保証書（様式第4-1）を交付し、被保証者との間に債務保証委託契約書（様式第4-2）を締結するものとする。

3 機構は、債務保証を拒絶する場合は、第6条第1項の債務保証委託申込者及び前条の債務保証申込者にその旨通知（様式4-3）するものとする。

（保証意思宣明公正証書の作成）

第10条 機構が債務保証を行う場合は、当該保証の対象となる債務の連帯保証人は、民法第465条の6の規定に基づき、保証意思宣明公正証書（以下「本公正証書」という。）を作成するものとする。

2 本公正証書の作成は、機構による保証引受けの前提条件とし、融資銀行は、当該連帯保証人が本公正証書を作成済であることを確認の上、必要書類と併せて機構に提出するものとする。

3 機構は、連帯保証人が本公正証書を作成していない場合には、債務保証を行わない。

4 ただし、連帯保証人が、法人である委託者の理事、取締役、執行役その他これらに準ずる者である場合等、民法第465条の9の定める者に該当する場合は、本公正証書の作成を要しない。

（担保）

第11条 機構は、債務保証を行うに際しては、物的担保を徴求しないものとする。

2 機構は、必要があると認めた場合には、特許権及びノウハウ等に対する持分設定、質権設定等を行うことができる。

（債務保証料等の徴求）

第12条 機構は、被保証者に対し、保証元本につき年2%を限度とし、その利率については毎年理事長が別に定める割合で計算した債務保証料を徴求するものとする。

2 機構は、その怠った額につき年14.6%の割合で計算した保証違約金を請求するものとする。

3 機構は、前2項に規定する債務保証料及び保証違約金の徴求については、貸付を行う銀行に委託することができる。

4 第1項に規定する債務保証料は、一括先取りとする。

（保証付貸付の実行）

第13条 融資銀行は、債務保証書に定める期間内に機構の保証に係る貸付（以下「保証付貸付」という。）を実行しなければならない。ただし、この期間は、融資銀行の申し出により、機構が特に認めた場合には、変更することができる。

（貸付実行報告）

第14条 融資銀行は、保証付貸付を行ったときは、機構に対し速やかに貸付実行報告書（様式第5）を提出するものとする。

（回収報告書の提出）

第15条 融資銀行は、保証付貸付に係る全部又は一部の弁済（相殺・免除等による債務の消滅・減少を含む。）を受けた場合には、機構に対し速やかに回収報告書（様式第6）を提出するものとする。

（延滞報告書の提出）

第 16 条 融資銀行は、保証付貸付に係る元本が約定弁済日に弁済されなかった場合は、機構に対し毎月末現在の延滞報告書（様式第 7）を提出するものとする。

（保証条件の変更）

第 17 条 被保証者は、保証付貸付の条件を変更し、引続き保証を受けようとするときは、機構に対し融資銀行を経由して保証条件変更願書（様式第 8）を提出するものとする。

2 前項の場合において、融資銀行は、保証条件変更申込書（様式第 9）に調査意見を付して提出するものとする。

3 機構は、保証条件変更を承諾する場合は、融資銀行に保証条件変更書（様式第 10）を付するものとする。

4 融資銀行は、貸付条件変更の手続を完了したときは、機構に対し速やかに保証条件変更報告書（様式第 11）を提出するものとする。

（融資銀行の通知義務）

第 18 条 融資銀行は、次の事由が生じた場合には、機構に対し遅滞なく事故報告書（様式第 7 共通）を提出しなければならない。

(1) 被保証者につき、債務の履行を困難にする事情が生じたことを知ったとき。

(2) 被保証者に対して期限の利益を失わせ、債務の弁済の請求をしようとするとき。

（被保証者の報告義務）

第 19 条 被保証者は、債務保証に係る事業に重大な影響を及ぼすと認められる事実が発生したときは、機構に対しその都度当該事実を報告しなければならない。

（使途確認報告書の提出及び実地調査等）

第 20 条 機構は、保証付貸付の資金の使途を確認するため、融資銀行に対し、使途確認報告書（様式第 12）の提出を求めることができる。

2 機構は、前 2 条及び前項に基づく報告書等を確認するため、融資銀行又は被保証者に対し、書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

（保証債務の履行）

第 21 条 機構は、被保証者が最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から 60 日を経過した後なおその債務の全部又は一部を履行しない場合において、融資銀行の請求（様式第 13）があったときは、融資銀行に対し保証債務を履行するものとする。ただし、この期間については、融資銀行との協議の上短縮することができる。

（債務保証履行の範囲）

第 22 条 機構は、借入れ元本及び利息並びに弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から 60 日を超えない期間の延滞利息の合計額の 100 分の 80 を限度として履行する。

2 分割弁済契約の場合における延滞利息の計算期間は、第一回目の不履行の生じた日の翌日から 4 月を超えないものとする。ただし、最終弁済期日の翌日から 60 日を超えることはできない。

3 延滞利息は、貸付利率と同率とする。

（代位弁済の金額）

第 23 条 機構は、融資銀行に対し融資銀行が最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から代位弁済履行までの間に回収を行った場合、次の式により計算した代位弁済予定額と代位弁済日に

おける保証付貸付の元本、利息及び延滞利息の合計額とを比較し、いずれか少ない方の金額を代位弁済額として支払うものとする。

$$\text{代位弁済予定額} = (\text{最終弁済期日又は期限の利益喪失日における元本} + \text{同利息} + 60 \text{ 日分の延滞利息}) \times \text{保証割合}$$

(保証債務の代位弁済に係る損害金)

第 24 条 機構は、保証債務の代位弁済をした場合は、被保証者に対しその代位弁済額について代位弁済日から回収日まで年 14.6%の割合で計算した損害金を徴求するものとする。

(債権管理・回収義務)

第 25 条 機構は、保証債務の代位弁済により取得した求償権その他一切の権利(以下「求償権等」という。)の管理及び回収に関する義務(以下「当該業務」という。)を行うものとする。

2 機構は、融資銀行において当該業務を行うことが妥当と認めたときは、当該業務を融資銀行に委託して実施することができる。

(代位弁済後の回収金の配当方法)

第 26 条 機構は、代位弁済をした後、被保証者から債権を回収したときは、その回収金を自己の有する債権に充当するものとする。

2 融資銀行は、代位弁済を受けた後、被保証者から債権を回収したときは、その回収金を自己の有する債権に充当することができる。

3 前項の場合において、残額があるときは、これを前条第 2 項の規定に基づく機構から委託された回収に充てるものとする。

(求償権等の償却)

第 27 条 機構は、求償権等に係る債務の主たる債務者及び保証人が次の各号の一に該当し、当該求償権等の回収の見込みがないと認められる場合は、その全部又は一部を償却することができる。

(1) 破産手続、再生手続、更生手続、特別精算その他の法的倒産手続が終結した場合

(2) 死亡した場合

(3) 倒産又は事業閉鎖の状態に陥り、事業再開の見通しが無い状態で 3 年を経過した場合

(4) 行方不明又は就業不能となったまま 3 年を経過した場合

(5) 事業不振に陥り、又は事業について重大な損失を受けたため、当該求償権等につき、みるべき入金がない状態で 5 年を経過した場合

(6) 収入が極めて貧弱なため、当該求償権等につき、みるべき入金がない状態で 5 年を経過した場合

(7) 前各号の規定に準ずる場合

(保証債務の免責)

第 28 条 機構は、次の各号の一に該当するときは、融資銀行に対する債務保証につき、その全部又は一部の履行を免れるものとする。

(1) 融資銀行が既存の借入金の全部又は一部を消滅させるものであることを知って保証付貸付を行った場合

(2) 融資銀行が債務保証書の条件に違反した場合

(3) 融資銀行が故意又は重大な過失により、機構の保証に係る債権の弁済を受けることができ

なくなった場合

(債務保証の取り消し)

第 29 条 機構は、被保証者又は融資銀行が故意又は重大な過失により約定書又は債務保証書に違反した場合は、債務保証を取り消すことができる。

(計算の基礎となる日数)

第 30 条 この細則に定める保証料、保証違約金、損害金等の計算は、年当たり 365 日として日割計算をする。

第 2 章 進捗管理に関する事項

(モニタリング)

第 31 条 資金調達促進事業を受けた者は、債務保証承諾日から 10 年間、当該事業の 1 年間の研究開発、製品及び事業化の状況を報告するため、事業状況報告書(様式第 17)を毎年 5 月末日までに機構に提出するものとする。

(実績報告及び成果審査)

第 32 条 資金調達促進事業を受けた者は、交付金事業及び債務保証事業が終了したときは、機構の指示のもと事業成果審査委員会において実績報告を行うものとする。

2 機構は、事業成果審査委員会の審査結果を資金調達促進事業を受けた者に報告する。

第 3 章 その他

(事業成果に伴う地域貢献)

第 33 条 機構は、交付事業者に対し本事業の先行・成功企業が次なる新事業にチャレンジする企業の事業サポートを行うことで、その後次々と新事業にチャレンジする企業を誘発することを促進するため「地域イノベーションエコシステム」への協力を求めることができる。

2 地域イノベーションエコシステムとは、次に掲げるものとする。

- (1) 新事業展開を目指す地域企業へのメンターや個人投資等による支援
- (2) はままつ新事業創出資金調達促進事業への寄付

(寄付基準)

第 34 条 機構は、資金調達促進事業を受け者交付事業者に対して、債務保証事業終了時点で次に掲げる全ての条件に該当する場合は、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金の資金として機構への寄付をお願いする。

- (1) 企業本業の営業利益が黒字の場合(決算直近 3 期の累計が黒字の場合)
- (2) 新事業の売上額の累計が交付額の 10 倍以上に達した場合
- (3) 寄付額の基準

ア 新事業の売上額が交付額の 20 倍以上の場合は、交付額の全額

イ 新事業の売上額が交付額の 10 倍以上 20 倍未満の場合は、交付額の半額

(営業利益等の報告)

第 35 条 機資金調達促進事業を受けた者は、債務保証事業終了後の事業成果審査委員会に前条

に規定する状況を報告するため、企業本業の営業利益及び新事業の売上額報告書（様式第18）を当該年度末までに機構に提出する。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 債務保証事業業務方法書細則（平成25年施行）は廃止する。

附 則

- 1 この細則は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和7年12月1日から施行する。

(様式第 1)

約 定 書

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構はままつ新事業創出資金調達促進事業業務方法書細則（以下「細則」という。）第 5 条に基づく保証（以下「保証契約」という。）に関して、次のとおり約定する。

（保証の対象となる貸付金）

第 1 条 甲が保証する乙の貸付金（以下「保証付貸付金」という。）は、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構はままつ新事業創出資金調達促進事業業務方法書第 3 条に定める者が、細則第 3 条に定める事業を行う場合の同第 4 条に定める用途のものとする。

（担保）

第 2 条 乙は、保証付貸付金のうち甲の保証に係る部分については原則として物的担保を徴求してはならない。

（債務保証委託の受理の通知）

第 3 条 乙が債務保証を受けようとする者から、債務保証委託書の提出を受けた場合は、乙は甲に対してすみやかに当該債務保証委託書を送付するものとする。

（保証契約の申し込み）

第 4 条 乙は、第 1 条の貸付を行おうとする場合は、その貸付に関する調査意見を付した債務保証申込書その他甲が要請する各書類を甲に提出するものとする。

（保証意思宣明公正証書の作成）

第 5 条 甲が保証を行うにあたり、当該保証の対象となる債務の連帯保証人は、民法第 465 条の 6 の規定に基づき、保証意思宣明公正証書（以下「本公正証書」という。）を作成するものとする。

2 本公正証書の作成は、甲による保証引受けの前提条件とし、乙は当該連帯保証人が本公正証書を作成済みであることを確認の上、必要書類と併せて甲に提出するものとする。

3 甲は、連帯保証人が本公正証書を作成していない場合には、保証を行わない。

4 ただし、連帯保証人が、法人である委託者の理事、取締役、執行役その他これらに準ずる者である場合等、民法第 465 条の 9 に定める者に該当する場合は、本公正証書の作成を要しない。

（保証契約の成立）

第 6 条 保証契約は、甲が乙に対し、債務保証書を交付することにより成立する。

（保証契約の効力発生時期）

第 7 条 保証契約の効力は、乙が保証付貸付金の借入人（以下「被保証者」という。）に対して貸付を行ったときに生ずる。

2 乙は、債務保証書に定める期間内に保証付貸付を実行するものとする。ただし、この期間は、乙の申し出により甲が特に認めた場合には変更することができる。

（旧債振替の禁止）

第 8 条 乙は、被保証者の既存の借入金の返済に充当されるものであることを知って保証付貸付を行っ

てはならない。

（貸付実行報告書等の提出）

第9条 乙は、保証付貸付を行った場合には、甲に対してすみやかに貸付実行報告書を提出するものとする。

2 乙は、保証付貸付金の全部又は一部の弁済（相殺、免除等による債務の消滅減少を含む。）を受けた場合には、甲に対して各月分をとりまとめ翌月10日迄に回収報告書を提出するものとする。

3 乙は、約定弁済日に前項にいう弁済が行われなかった場合、甲に対して毎月末迄に延滞報告書を提出するものとする。

（保証契約の変更）

第10条 乙は、被保証者から保証条件変更願書の提出を受け、その申し出を適当と認めた場合には、その変更に関する調査意見を付した保証条件変更申込書を甲に提出するものとする。

2 甲は、保証契約の変更を承諾したときは、保証条件変更書を乙に交付するものとする。

3 前項に基づく保証付貸付金の貸付条件の変更手続きは、保証条件変更書の発行の日から60日以内に行うものとし、当該期間内に正当な事由なくして変更の手続きが完了しない場合には、甲は、その承諾を取り消すことができるものとする。

4 乙は、貸付条件の変更の手続きを完了したときは、保証条件変更報告書をすみやかに甲に提出するものとする。

（保証料の徴求）

第11条 乙は、甲に代わり被保証者から甲の指示する方法により保証料（保証違約金を含む。以下同じ。）を徴求するものとする。

2 乙は、前項の保証料を徴求したときは、各月分をとりまとめ翌月10日までに甲の予め指定した金融機関の預金口座に振込むものとする。

（通知義務）

第12条 乙は、次の事由が生じた場合には、甲に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

（1）被保証者につき、債務の履行を困難にする事情が生じたことを知ったとき。

（2）被保証者に対して期限の利益を失わせ、債務の弁済の請求をしようとするとき。

（3）被保証者との間に債務の更改、混同、時効等保証債務に影響を及ぼすべき事由が生じたとき。

（使途確認報告書の提出及び実地調査等）

第13条 甲は、保証付貸付金の使途が第1条に規定するものであることを確認するため、乙に対して使途確認報告書の提出を求めることができる。

2 甲は前条及び前項に基づく報告書等を確認するため、乙に対して書類の提出を求め又は実地に調査することができる。

（保証債務の履行等）

第14条 甲は、被保証者が最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から60日を経過した後なおその債務の全部又は一部を履行しない場合において、乙の請求があったときは、乙に対し保証債務を履行するものとする。ただし、この期間については甲乙協議のうえ短縮することができる。

2 前項に規程する保証債務の履行請求は、最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から1年を経過した日以降においては、これを行うことができない。

3 保証債務の履行の範囲は、借入れ元本及び利息並びに最終弁済期日又は期限の利益の喪失日の翌日から60日を超えない期間の延滞利息の合計額に100分の80を乗じて得た額を限度とする。ただし、分割弁済日に約定弁済がなかった場合には、延滞利息の計算期間は第一回目の不履行の生じた日の翌日から4月を超えないものとする。

4 前項の延滞利息の利率は、貸付利率を同率とする。

5 乙は、第1項の代位弁済を受けるためには、甲に代位弁済金受領書を提出し、かつ債務保証書を返戻しなければならない。

(代位弁済の金額)

第15条 甲は、乙に対し乙が最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から代位弁済履行までの間に回収を行った場合、次の式により計算した代位弁済予定額と代位弁済日における保証付貸付の元本、利息及び延滞利息の合計額と比較し、いずれか少ない方の金額を代位弁済額として支払うものとする。

$$\text{代位弁済予定額} = (\text{最終弁済期日又は期限の利益喪失日における元本} + \text{同利息} + 60 \text{ 日分の延滞利息}) \\ \times \text{保証割合}$$

(保証債務の履行の免責)

第16条 乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は、その保証債務の履行を免れるものとする。

- (1) 乙が第1条及び第8条に違反することを知って保証付貸付を行った場合。
- (2) 乙が債務保証書の条件に違反した場合。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により、保証付貸付の弁済を受けることができなくなった場合。

(保証の取消)

第17条 甲は、乙が前条第1号又は第2号に該当する場合には、債務保証を取り消すことができるものとする。

(求償権の管理、回収の委託及び委託の解除)

第18条 甲は、甲が乙に対して代位弁済することにより取得した求償権その他一切の権利（以下「求償権等」という。）の管理及び回収を乙に委託するものとする。

2 乙は、前項の求償権等の管理及び回収については、自己の債権におけると同一の注意をもって取扱いを行うものとする。

3 甲は、次の各号の一に該当する場合には、第1項の委託を解除することができる。

- (1) 乙が自己の債権を回収又は償却し、甲に対して委託解除を申し出たとき。
- (2) 甲が求償権等の管理及び回収を自己において行うことが妥当と認めたとき。

(回収金の充当の方法)

第19条 乙は、代位弁済を受けたのち被保証者から債権を回収したときは、その回収を自己の有する債権に充当することができる。

2 前項の場合において残額があるときは、乙はこれを前条の規定に基づく甲から委託された求償権等の回収に充てるものとする。

(約定の解除制限)

第20条 甲及び乙は、保証付貸付が存続する間については、この約定書を解除できないものとする。

(事務手続)

第21条 この約定による保証の事務手続は、甲が別に定める債務保証事業に係る事務手続要領に定

めるところによるものとする。

(約定の変更)

第 22 条 この約定書の内容を変更しようとするときは、そのつど甲乙協議して行うものとする。

(約定書の所持)

第 23 条 この約定書は 2 通作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

(様式第2)

債務保証委託書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

住 所
名 称
代表者



下記借入金につきはままつ新事業創出資金調達促進事業の債務保証を委託します。
保証承認の上は、はままつ新事業創出資金調達促進事業の債務保証委託契約書および保証条件を遵守します。

記

借入金額	円		借入希望日	年 月 日	
保証割合	%		借入期間	か月	
借入銀行 支店名			貸付形式		
返済 方法	1 期限に一括		利率	年 %	
	2 分割返済 (明細下記参照) (分割返済方法)				
連 帯 保 証 人	住所	氏名	資金使途		
	1				
	2		担当者	連絡場所	
	3			電話(内線)	
			役職名		
			氏名		

※資金使途は、〇〇のため〇〇を行うための調査研究費〇〇〇千円、設計費〇〇〇千円のように具体的に記入してください。

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

上記のとおり、債務保証の委託がありましたので連絡します。
なお、当方において融資方針決定の場合は、追って債務保証申込書を提出します。

(金融機関) 住 所
名 称
取扱店名
担 当 者

電話



(様式第2号)

債務保証委託書 (写)

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

住 所
名 称
代表者



下記借入金につき債務保証を委託します。
保証承認の上は、債務保証委託契約書および保証条件を遵守します。

記

借入金額	円		借入希望日	年 月 日	
保証割合	%		借入期間	か月	
借入銀行 支店名			貸付形式		
返済 方法	1	期限に一括	利率	年	%
	2	分割返済 (明細下記参照)			
		(分割返済方法)	資金使途		
連 帯 保 証 人					
	住所	氏名			
	1				
	2				
3		担当者	連絡場所		
			電話(内線)		
			役職名		
			氏名		

- (注) 1 保証割合は、借入金額の80%が上限です。
2 資金使途は、〇〇のため〇〇を行うための調査研究費〇〇〇千円、設計費〇〇〇千円のように具体的に記入してください。

(様式第3)

債務保証申込書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関) 住 所
名 称
取扱店名
(担当者)

電話

印

下記貸付について保証の申し込みをします。

貸付先名		実行予定日	年 月 日
		貸付期間	年 月 日
貸付金額	円	貸付形式	
保証割合	%	利率	年 %
返済方法		資金使途	
利払方法			
連帯保証人		る 当 担 該 保 貸 の 付 有 に 無 係	有 (設定状況)
			無
その他条件		調査意見	
(添付書類目録)			

(様式第4-1)

債務保証書

(金融機関)

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

理事長

年 月 日付で債務保証申込みのあった に対して
対する金 円の貸付けについて、下記条件にて保証します。

保 証	日付	
	番号	

保証割合		%		連 帯 保 証 人	1
保 証 期 間	貸付の日より		貸 付 形 式		2
					3
実 行 期 限	年 月 日	貸 付 利 率	年 %	返 済 方 法	
保 証 料				利 払 方 法	
そ の 他 条 件					

(様式第 4-2)

収入
印紙

債務保証委託契約書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

委 託 者	郵便番号	
	フリガナ	
	住 所	電話番号
	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
	代表者氏名	㊞
連 帯 保 証 人	郵便番号	
	フリガナ	
	住 所	電話番号
	フリガナ	
	氏 名	㊞
連 帯 保 証 人	郵便番号	
	フリガナ	
	住 所	電話番号
	フリガナ	
	氏 名	㊞
連 帯 保 証 人	郵便番号	
	フリガナ	
	住 所	電話番号
	フリガナ	
	氏 名	㊞

今般貴機構に、貴機構の定めるはままつ新事業創出資金調達促進事業に係る業務方法書にもとづく債務保証を委託するについて、委託者及び保証人は次の各条項を遵守します。

(債務保証の委託)

第1条 今般 _____ (以下「融資銀行」という。) から
金 _____ 円也の資金借入をうけるについて、貴機構に保証割合の債務保証
(以下「保証債務」という。) を委託します。

2 前項の債務保証は、貴機構と融資銀行との間に締結されている約定書によるものとします。

(債務保証料等)

第2条 委託者が前条第1項の債務保証により借入をするときは、被保証債務の元本に対し、年0.9%の割合をもって計算された額を債務保証料として貴機構に支払います。

2 前項により支払をした債務保証料は、違算の場合を除き、返戻をうけなくとも異議はありません。

3 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、貴機構に対して貴機構所定の方式をもって計算された額を延滞保証料として支払います。

(求償権の事前行使)

第3条 委託者又は保証人が次の各号の一に該当し、求償権の保全に支障が生じ、又は生じる恐れのあるときは、第4条の代位弁済前に求償権を行使されても異議はありません。

(1) 支払停止・支払不能となり、もしくは仮差押・仮処分・差押を受け、あるいは競売の申立又は破産手続開始・再生手続開始・更生手続開始・特別清算開始その他の法的倒産手続の開始の申立てがあったとき。

(2) 公租公課につき差押、又は保全差押をうけたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(4) 行方不明のとき。

(代位弁済)

第4条 委託者が借入金債務の全部又は一部の履行をしなかったため、融資銀行から貴機構に保証債務の履行を求められたときは、委託者及び保証人に対して通知・催告なくして弁済されても異議はありません。

2 貴機構の前項の弁済によって融資銀行に代位する権利の行使に関しては、委託者が融資銀行との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

第5条 貴機構が、前条第1項の弁済をされたときは、貴機構に対してその弁済額全額およびこれに対する弁済日以後年14.6%の割合による損害金並びに避けることのできなかった費用その他の損害を償還します。

(弁済の充当順序)

第6条 委託者又は保証人の弁済した金額が貴機構に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴機構が適当と認められる順序・方法により充当されても異議はありません。

(調査及び報告)

第7条 委託者は、機構に対し、借入の日より6ヶ月を経過するごとに、遅滞なく債務保証に係る事業の実施状況報告書を提出し、又貴機構から請求があったときは帳簿閲覧等調査に必要な便益を提供しま

す。

2 債務保証に係る事業に重大な影響を及ぼすと認められる事実が発生した時は、貴機構に対しその都度当該事実を報告し、その指示に従います。

3 委託者又は保証人の財産の調査について貴機構が必要とするときは、貴機構を委託者又は保証人の代理人として、市町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することを委任します。

(公正証書の作成)

第8条 貴機構の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、ただちに強制執行を受けるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

第9条 貴機構が、第4条第1項の弁済によって取得した権利の保全若しくは行使（又は担保の保全、行使若しくは処分）に要した費用及びこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴機構の請求によりただちに貴機構に償還します。

(連帯保証人)

第10条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第2条、第5条並びに前条に定める債務の全額につき委託者と連帯して履行の責を負います。

2 保証人が、融資銀行に対して貴機構の保証に係る借入金債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、貴機構と保証人との間における求償及び代位の関係を次のとおりします。

(1) 貴機構が、第4条第1項の弁済をされたときは、保証人は貴機構に対して、第5条の求償権全額を償還します。

(2) 貴機構が、第4条第1項の弁済をされたときは、保証人が当該借入金債務につき、融資銀行に提供した担保の全部について、貴機構が融資銀行に代位し、第5条の求償権の範囲内で融資銀行の有していた一切の権利を行うことができます。

(3) 保証人が、融資銀行に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、又は保証人が融資銀行に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は貴機構に対して何らの求償をしません。

(管轄裁判所の合意)

第11条 この契約に関する訴訟・和解及び調停については、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属管轄裁判所と定めることに合意します。

(契約の変更)

第12条 第1条第2項の約定書について、改正が行われるときは、改正後の約定書を適用するものとします。

(様式第4-3)

債 務 保 証 拒 絶 書

年 月 日

(債務保証委託者)

(金 融 機 関)

御中

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

理事長



年 月 日 付下記申込の信用保証については、遺憾ながらご希望に
そい得ないことになりましたので、通知いたします。

保 証 申 込 人	住 所	
	氏 名	
申 込 金 額		
備 考		

(様式第5)

貸 付 実 行 報 告 書

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関) 住 所
名 称
取扱店名
(担当者)

電話



下記のとおり保証付貸付を実行しましたので報告します。

保 証	日付				被 保 証 人	住 所	
	番号					名 称	
貸付金額		円			連 帯 保 証 人	1	
保証割合		%				2	
実 行 日	年 月 日	貸 付 形 式				3	
済 最 期 終 日 弁	年 月 日	貸 付 利 率	年	%	返 済 方 法		
徴 求 し た 保 証 料	円					利 払 方 法	
	振込銀行 銀行 信用金庫 支店						

(注) 本報告書は必要事項を記入のうえ、貸付後10日以内に必ず提出してください。

(様式第6)

回収報告書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関) 住 所
名 称
取扱店名
(担当者)

印
電話

下記のとおり保証付貸付金回収状況を報告します。

保証番号	債 務 者	前回報告時の残高(A)	約定返済日	返済日	返済金額(B)	貸付残高(A - B)

(様式第7)

事 故 (延 滞) 報 告 書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関) 住 所

名 称

取扱店名

(担当者)

電話

印

下記保証付貸付について事故・延滞が発生しましたので報告します。

保証番号		被保証人	住所氏名	
当初貸付金額	円			
現在残高	円	銀行取引停止日	年 月 日	
最終内入	年 月 日 円	期限利益喪失日	年 月 日	
事故・延滞の原因				
現況				
金融機関のとした措置		不動産担保の状況		
金融機関取引状況	貸出	合計額	うち 当機構に係る保証貸分	預金合計額 円
		貸付金額 円	円	うち 固定性 円
		(内 商手割引額) 円		
金融機関の所見				
代位弁済請求の見込み		無 ・ 有 (月ころ、 請求金額 円)		

(様式第8)

保証条件変更願書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(被保証人)

住 所

氏 名



下記のとおり保証条件の変更をお願いします。

金融機関	銀行・信用金庫					店
保証日付	年	月	日	保証番号		
当初借入金額	円	現在借入残高	円	延滞	有()円	無
変更事項	変更前の表示			変更後の表示		
理由						

(様式第9)

保証条件変更申込書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関) 住 所

名 称

取扱店名

(担当者)

電話



下記のとおり保証条件の変更をお願いします。

金融機関	銀行・信用金庫					店
保証日付	年	月	日	保証番号		
当初借入金額	円	現在借入残高	円	延滞	有(	円) 無
変更事項	変更前の表示			変更後の表示		
理由						

(様式第10)

保証条件変更書

年 月 日

(金融機関)

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
理事長



保証条件変更については、下記のとおり承認します。

被保証人			
保証日付	年 月 日	保証番号	
変更事項	変更前の表示	変更後の表示	
備考			

(様式第11)

保証条件変更報告書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関) 住 所
名 称
取扱店名
(担当者)



電話

下記のとおりに貸付条件の変更手続一切を完了しましたので報告します。

被保証人			
保証日付	年 月 日	保証番号	
変更事項	変更前の表示	変更後の表示	
備考			

(様式第12)

使 途 確 認 報 告 書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関) 住 所

名 称

取扱店名

(担当者)

電話



下記貸付先に対する貸付金は、計画プロジェクトに充当されたことを報告します。

貸 付 先 名

貸 付 額 円

貸付年月日 年 月 日

使 途 明 細	1) 調査研究費 (千円)	2) 設計費 (千円)
	3) 設備費 (千円)	4) 試験費 (千円)
	5) 試作費 (千円)	

(様式第13)

代 位 弁 済 請 求 書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関) 住 所

名 称

取扱店名

(担当者)

電話



はままつ新事業創出資金調達促進事業の保証に基づく下記貸付金は、債務者から弁済をうけることができず、また今後回収は困難と認められるため、下記のとおり代位弁済を請求します。

被 保 証 人	住所			保証日付	年	月	日
	氏名			保証番号			
				当初貸付金額	円		
				貸付年月日	年	月	日
	代表者名			最終弁済期日	年	月	日
				期限の利益喪失日	年	月	日
貸付形式				保証割合(B)	%		
請 求 金 額	種別	金額		備考			
	未回収元金	円					
	期限内の未収利息	円		年 月 日 ~ 年 月 日			
	遅延利息	円		年 月 日 ~ 年 月 日			
	合計 (A)	0 円		請求金額(A×B) 0 円			
引 金 状 況 機 関 取	貸 出		合計額	うち当機構に係る保証貸分	預 金	預金合計額	円
		貸付金額	円	円		(うち固定性)	円
		うち 商手割引額	円				
担 保 状 況				連 帯 保 証 人			

(様式第14)

代 位 弁 済 受 領 書

年 月 日



(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(金融機関)

住 所

名 称

取扱店名



(担当者)

電話

1 債務者氏名

2 保証番号

代位弁済金

円

上記金額は、貴機構との約定に基づく代位弁済金として正に受領しました。

注：金額欄は、漢数字又はチェックライターで記入してください。

(様式第15)

信用調査書

秘

年 月 日 調

金融機関名				取扱担当者名			
				連絡用電話番号			
(フリガナ)							
本社所在地							
(フリガナ)						電話	
法人名							
(フリガナ)							
代表者名							
営業所 (工場) 所在地		電話					
業種				創業年月日		年	月
				法人設立年月日		年	月
資本金		千円	常勤役員	名	営業年数		年 月
従業員		男 名 女 名	} 0 名 (臨時雇を除く)		現在地での 営業年数		年 月
営業 状 況	取扱商(製)品 (%)				取引金融機関		
	主な得意先 (%)				回収状況(手形回収率 % サイト平均 日)		
	主な仕入、外注先				支払状況(手形支払率 % サイト平均 日)		
月 日 現 在	当店との取引状況 (取引開始 年 月)						
	預 金	定期	千円		貸 出	貸付	千円
		定積	千円			割引	千円
		当座	残 千円 (平残 千円)				千円
保 証 付 貸 出 現 況	保証番号		貸付年月日		当初貸付残高		貸付残高
			年 月 日		千円		千円
			年 月 日		千円		千円
			年 月 日		千円		千円
			年 月 日		千円		千円
			年 月 日		千円		千円
(注)現在保証付貸付残高はないが過去において実績がある場合は保証実績ありと記入してください。							

納 税 状 況	／ ～ ／	税 額	納 付 額	未 納 額
	法人税	円	円	円
	事業税	円	円	円
プ ロ ジ エ ク ト の 説 明				
金 融 機 関 の 概 評	代表者の略歴及び人物評 営業の経過現況 所見			

添付書類 法人登記簿謄本1通
 最新の決算書 1通
 各種納税証明書
 国税：納税証明書「その3の3」
 静岡県税：県税等の未納がないことの証明
 浜松市税：直近の事業年度の法人市民税、固定資産税

最近の損益計算書、貸借対照表

〔 自 年 月 至 年 月 〕 (単位千円)

損失の部	期首在庫高		収益の部	商(製)品売上高	
	商品材料仕入高			加工収入	
				雑収入	
	外注費			期末在庫高	
	給料				
	営業費				
	支払利息割引料				
	減価償却費				
	当期利益金				
	合計	0		合計	0
資産の部	現金預金		負債・資本の部	借入金	
	売掛金			支払手形	
	受取手形			買掛金	
	在庫高			割引手形	
	前渡金			裏書手形	
				未払金	
	(小計)			(小計)	(0)
	土地建物			資本金	
	機械器具			諸積立金	
	什器備品			前期繰越金	
		当期利益金			
	合計	0		合計	0
最近 一か 年間 月別 迄 販売 高	/	/	/	月平均	
	/	/	/		千円
	/	/	/	前年度平均	
	/	/	/		千円

(注) 最新の決算書を必ず添付してください。なお決算後3カ月以上経過している場合は最近の試算表によって現在在庫を推定し仮決算の形にして記入してください。

所有不動産の明細				
連帯保証人	氏 名			
	(フリガナ)	(年令 才)		
	職 業		電 話	
	申込人との関係		正味財産	万円
	氏 名			
	(フリガナ)	(年令 才)		
	職 業		電 話	
	申込人との関係		正味財産	万円
	氏 名			
	(フリガナ)	(年令 才)		
	職 業		電 話	
	申込人との関係		正味財産	万円
最寄り駅から営業所への略図				最寄駅
				線
				駅
				目標
				(最寄駅から 徒歩・バス で 分)

(様式第17)

事業状況報告書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

住 所

名 称

代表者名



1 事業名

2 報告年度

年度分

3 プロジェクトの進捗状況

現状、目標（成果物）、課題（技術・販路等）、課題解決方法、売上げ、期待される効果を踏まえて実績を記載してください。

--

※記入スペースが不足する場合は、次頁も利用してください。

4 今後の対応

現状を踏まえ、今後の対応（スケジュール）について記載してください。

--

5 資金の状況

単位：千円

収入			支出			
内訳	総収入	割合	内訳	総支出	債務保証	交付金
本債務保証事業借入金		#DIV/0! %	売上原価・製造原価			
交付金事業		#DIV/0! %	販売費及び一般管理費			
その他補助金		#DIV/0! %	その他固定資産取得費			
自己資金		#DIV/0! %	その他の経費			
その他		#DIV/0! %				
合計	0	#DIV/0! %	合計	0	0	0

6 営業利益

単位：千円

区分	前々期	前期	申請年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
年度									
売上高									
売上原価									
売上総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
販売費及び一般管理費									
営業利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※前々期、前期は、交付金申請時の「貴社の業績及び事業計画」と同額とする。

(様式第18)

企業本体の営業利益及び新事業の売上額報告書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

住 所

名 称

代表者名



1 事業名

2 報告年度 年度～ 年度分

3 交付確定額 (1回目 + 2回目) 円

4 企業本業の営業利益 単位: 円

区分	直近の2期前	直近の1期前	直近	累計
営業利益				0

※上記3期の損益計算書の写し

5 新事業の売上額 単位: 円

区分	累計
売上額	

債務保証料徴収基準

債務保証料徴収基準

1 債務保証料の計算方法

(1) 債務保証料計算の基本

ア 期間計算の取扱

年又は月の計算は、債務保証の承諾日から年又は月の応当日をもって1か年又は1か月とする。

イ 月の端数の取扱い

1か月未満の端数日数は、14日以下切捨て、15日以上を1か月とする。

ウ 据置部分の取扱い

据置期間部分の計算は、1(3)イ(ア)により算出する。据置期間部分の周期は、第1回の分割返済開始日の前月の応当日とする。

なお、据置期間の端数は、イの取扱処理とする。

エ 分割回数別係数の取扱い

毎月分割返済であることから、分割回数別係数を適用する。

(2) 債務保証料計算の注意点

ア 保証期間は、月数で確認し、月の端数は(1)イの取扱処理とする。

イ 分割返済は、据置期間の有無を確認する。

ウ 分割返済の回数は、1回から最終回まで数えその分割回数別係数を確認する。

(3) 債務保証料の計算方法

次の計算式により保証料を算出する。

ア 据置のない均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \frac{\text{保証承諾額} \times \text{保証期間} \times \text{料率} \times \text{分割回数別係数}}{12}$$

イ 据置のある均等分割返済の場合

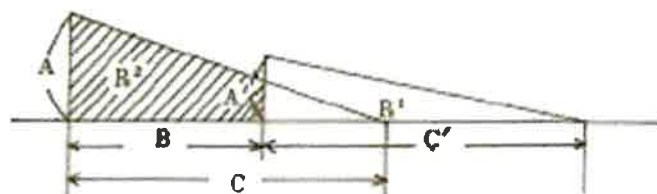
$$(ア) \text{ 据置部分の保証料} = \frac{\text{保証承諾額} \times \text{据置期間} \times \text{料率}}{12}$$

$$(イ) \text{ 分割部分の保証料} = \frac{\text{保証承諾額} \times \text{分割期間} \times \text{料率} \times \text{分割回数別係数}}{12}$$

$$\text{保証料} = (ア) + (イ)$$

ウ 条件変更の場合

(ア) 変更前の保証について、保証料を全額徴求済みのとき。



$$\text{当初徴求済保証料} = R = A \times \frac{C}{12} \times \text{料率} \times \text{分割回数別係数}$$

$$\text{変更後の新条件の保証料} = R^1 = A' \times \frac{C'}{12} \times \text{料率} \times \text{分割回数別係数}$$

$$\text{変更時点の経過保証料部分} = R^2 = R \times L \quad L = 1 - \left(\frac{C - B}{C} \right)^2$$

$$\text{今回徴求すべき保証料} = R^1 - (R - R^2)$$

2 債務保証料の徴求と送金方法

(1) 一括徴求は、金融機関が債務者（被保証人）に対し貸付する時に徴求する。

(2) 債務保証料計算書の交付

機構は、「保証料計算書」を作成し、金融機関及び債務者（被保証人）に交付する。

(3) 保証料の入金及び送金は、融資取扱金融機関または機構が指定する金融機関の普通預金口座に入金ないし送金する。

3 債務保証料の返戻

機構は、繰上償還等による保証料の返戻はしない。

（債務保証委託契約書第2条第2項参照）

4 分割返済回数別係数

分割返済回数	係数
6 回以下	0.70
12 回以下	0.65
24 回以下	0.60
24 回超	0.55

債務保証事業に係る事務手続き要領

債務保証事業に係る事務手続き要領

1 保証の限度

(1) 債務保証の最高限度

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構(以下「機構」という。)は、その保証元本の残高の合計額^{※1※2}が債務保証基金の2倍に相当する金額に達するまで保証することができる。

※1 この残高の中には、代位弁済により取得した求償権の額を含む。

(2) 一被保証者に対する債務保証の最高限度等

機構は、一被保証者について、一事業に要する総費用(融資銀行からの借入れに係る分)の100分の80の割合により保証する。

※2 この残高には、利息及び損害金を含めない。

2 保証の手続

(1) 被保険者の資格

機構は、次のア、イ及びウの全てに該当する者を債務保証の対象者とする。

ア 浜松市内に本社又は主たる事業所若しくは研究所を有する中小企業者

イ 新技術の開発能力並びに新事業展開に必要な技術的能力及び経営能力を有する者

ウ 新規事業展開を目指した高度な技術やそれを活かした製品に関する研究開発を浜松市内で中心的に実施する予定である者

(2) 保証対象事業の要件

機構は、次のア又はイに該当する事業を債務保証対象事業とする。

ア 新規事業開発に向けて必要な研究開発(高度な技術・製品開発)等に関するもの

イ 新市場展開や新製品開発に必要な研究開発等に関するもの

(3) 保証の条件

ア 対象となる貸付金

債務保証の対象となる資金は、研究開発のために必要な調査研究費^{※3}、設計費、設備費、試験費、試作費等とする。

※3 調査研究費の中には市場調査費を含む。

イ 債務保証に係る履行の範囲

(ア) 借入れ元本及び利息並びに最終弁済期日又は期限の利益損失日の翌日から60日を超えない期間の延滞利息

の合計額に 100 分の 80 を乗じて得た額

(イ) 分割弁済契約の場合における延滞利息の計算期間は、第一回目の不履行の生じた日の翌日から4か月を超えないものとする。ただし、最終弁済期日の翌日から 60 日を超えることはできない。

(ウ) 延滞利息は、貸付利率と同率とする。

ウ 保証期間

保証期間は、据置期間を含めて7年以内とする。

エ 貸付形式

貸付形式は、証書貸付とする。

オ 返済方法

返済方法は、元金均等月賦返済とする。

カ 保証料率

機構は、被保証者に対し保証元本につき年2%を限度とし、その利率については、毎年機構理事長が別に定める割合で計算した債務保証料を徴求するものとする。

キ 保証違約金

機構は、被保証者が債務保証料の支払いを怠った場合は、当該被保証者に対し、その怠った額につき年 14.6%の割合で計算した保証違約金を徴求するものとする。

ク 保証料等徴求方法

(ア) 保証料徴求方法は、原則として一括先取りとする。

(イ) 保証料は、別紙保証料計算基準により計算し、徴収する。

(ウ) 機構は、債務保証料及び保証違約金の徴求を、貸付けを行う融資銀行に委託するものとする。

ケ 担保

(ア) 機構は、債務保証を行うに際しては、物的担保を徴求しない。

(イ) 融資銀行は、債務保証に係る貸付のうち、機構の保証に係る部分については、原則として物的担保を徴収してはならない。

(ウ) 機構は、必要があると認めた場合は、特許権及びノウハウ等に対する持分設定、質権設定等を行うことができる。

コ 連帯保証人

(ア) 機構は、被保証者に連帯保証人1人以上をたてさせることができる。^{※4}

(イ) (ア)において被保証者が法人である場合には、原則として、その代表者を連帯保証人とするものとする。

※4 機構と融資銀行は、原則として同一の保証人とする。

(4) 申込受付等

ア 約定書の締結

機構は、融資銀行と債務保証に関して約定書(様式第1)を締結する。

イ 債務保証委託の申込み

(ア) 債務保証の委託をしようとする者は、機構に対し貸付を受けようとする融資銀行を経由して、債務保証委託書(様式第2)を提出するものとする。

(イ) 債務保証委託書の提出を受けた融資銀行は、機構に対し速やかに当該債務保証委託書を送付するものとする。その際、資金使途の概要(目的、内容等)を簡潔に記載するものとする。

ウ 債務保証の申込み

機構は、イの申込みを受付けた場合、債務保証委託申込者から直接審査に必要な書類を提出させるものとする。 ※5

(5) 申込みの審査及び諾否の決定

ア 融資銀行は、貸付を行おうとする場合は、速やかに機構に対して、債務保証申込書(様式第3)に調査意見を付して、提出するものとする。 ※6

※5 融資銀行を経由して提出する。

イ 機構は、アの書類の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、債務保証の諾否を決定するものとする。

※6 機構所定の信用調査書(様式第15、第16による。)

ウ 機構は、審査委員会において、提出書類のほかに必要と認めた資料を債務保証委託申込者及び債務保証申込者(融資銀行)に提出させることができる。

(6) 債務保証の諾否の通知

ア 債務保証委託契約書の締結

機構は、債務保証の承諾を決定した場合は、債務保証委託申込者と「債務保証委託契約書」(様式第4-2)を締結する。 ※7 この「債務保証委託契約書」は、融資銀行経由で提出するものとする。

※7 債務保証委託申込者に対する債務保証承諾の通

イ 機構は、債務保証を承諾する場合は融資銀行に対して「債務

保証書」(様式第 4-1)を交付する。※8※9

ウ 機構は、債務保証の拒絶を決定した場合は、直ちに債務保証委託申込者及び融資銀行にその旨を通知する。

エ ウの通知方法は、「債務保証拒絶書」(様式第 4-3)の送付をもって行い、債務保証委託申込者に対する通知は、債務保証申込者(融資銀行)経由で行う。

(7) 保証付貸付の実行

ア 融資銀行は、債務保証書に定める期間内※10 に、機構の保証に係る貸付を実行しなければならない。

イ アに定める期間は、融資銀行の申出により、機構が特に認めた場合には変更することができる。※11

(8) 貸付実行の報告

機構は、融資銀行が保証付貸付を行ったときは機構に対し速やかに「貸付実行報告書」(様式第5)を提出させるものとする。※12

(9) 回収報告

ア 機構は、保証付貸付に係る元本の全部又は一部の弁済(相殺、免除等による債務の消滅、減少を含む。)があったときは、融資銀行から機構に対し、速やかに「回収報告書」(様式第6)を提出させる。※13※14

イ 「回収報告書」は、約定弁済分も含むものとする。

(10) 保証料の徴求手続

ア 機構は、融資銀行に保証料を徴求させ、機構の指定する口座※15 に、入金ないし送金させる。

イ 機構は、「保証料計算書」を作成し、融資銀行及び被保証者に交付する。

ウ 機構は、融資銀行に、保証料入金の都度その旨を報告させる。

※16

知は、本手続をもってこれにかえる。

※8 融資銀行に対する債務保証承諾の通知は、「債務保証書」の交付をもってこれにかえる。

※9 「債務保証書」の交付により契約が成立し、貸付実行によりその効力が発生する。

※10 債務保証書に定める貸付実行期間は、通常 30 日とする。

※11 この手続は、後の保証条件変更の手続に準ずるものとする。

※12 融資銀行は、保証付貸付実行後原則として 10 日以内に、機構に対し、「貸付実行報告書」を提出するものとする。

※13 回収報告書は、融資銀行が、各月分をとりまとめ、翌月 10 日までに提出するものとする。

※14 完済の場合、融資銀行は、機構に対し、「債務保証書」を返戻するものとする。

※15 機構は融資銀行ごとに入金口座を指定する。

※16 実行報告書にて代用する。

3 回収の延滞等

(1) 延滞報告書の提出

機構は、保証付貸付に係る元本が約定弁済日に弁済されなかった場合は、融資銀行から機構に対し、毎月末現在の「延滞報告書」(様式第7)を提出させるものとする。^{※17}

※17 延滞報告書は各月分をとりまとめ翌月 10 日までに提出するものとする。

4 保証条件の変更

(1) 保証条件変更の申込みの受付

ア 機構は、被保証者から「保証条件変更願書」(様式第8)を融資銀行経由で提出させ、融資銀行から「保証条件変更申込書」(様式第9)を提出させるものとする。

イ アの場合において、融資銀行は、調査意見を付して提出するものとする。

(2) 保証条件変更の審査及び諾否決定

機構は、保証条件変更の申込みを受けたときは、速やかに審査を行い、諾否を決定する。

(3) 保証条件変更の諾否の通知

ア 機構は、保証条件変更を承諾する場合は、融資銀行に「保証条件変更書」(様式第 10)を交付する。^{※18}

イ 機構は、保証条件変更の拒絶を決定した場合は、融資銀行にその旨を書面で通知し、被保証者に対しては融資銀行から通知させるものとする。

※18 「保証条件変更書」は、条件変更手続の完了によりその効力が発生する。

(4) 保証条件変更手続完了の報告

機構は、融資銀行に対して、保証条件変更の手続が完了したときは、「保証条件変更報告書」(様式第 11)を提出させるものとする。

(5) 被保証者の軽微な変更

機構は、被保証者につき軽微な変更^{※19}があったときは、融資銀行から「通知書」^{※20}を徴求することで、保証条件変更の手続にかえることができる。

※19 被保証者の住所、その他これらに準ずる軽微な変更で、業態に変容をきたさないものをいう。

※20 通知書は、融資銀行に対

する届出の写で代用して
よい。

5 被保証者及び融資銀行の義務

(1) 融資銀行の通知義務

融資銀行は、次の事由が生じた場合には、機構に対して遅滞なく「事故報告書」(様式第7)を提出するものとする。^{※21}

ア 被保証者につき、債務の履行を困難にする事情が生じた事を知ったとき

イ 被保証者に対して期限の利益を失わせ、債務の弁済の請求をしようとするとき

ウ 被保証者との間に、債務の更改、混同、時効等、保証債務に影響を及ぼすべき事由が生じたとき

※21 事故報告書には事故の経過、現況、今後の見通しにつき詳細を記入する。

(2) 被保証者の義務

被保証者は、債務保証に係る事業に重大な影響を及ぼすと認められる事実が発生したときは、機構に対して、その都度当該事実を報告しなければならない。

(3) 実地調査等

機構は、保証付貸付の資金の使途を確認するため、融資銀行又は被保証者に対し、実地調査をすることができる。

6 保証債務の免責又は取消し

(1) 保証債務の免責

ア 機構は、融資銀行が被保証者の既存の借入金の全部又は一部を消滅させるものであることを知って保証付貸付を行ったときは、当該保証債務の履行を免れる。

イ 機構は、融資銀行が、債務保証書の条件に違反した場合には、当該保証債務の履行を免れる。

ウ 機構は、融資銀行が故意又は重大な過失により、機構の保証に係る債権の保全又は取立てを怠ったため、弁済をうけることができなくなった場合には、当該銀行が適切な措置をとれば弁済をうけることができたであろう限度において弁済の義務を免れる。

(2) 債務保証の取消し

機構は、被保証者又は融資銀行が故意又は重大な過失により約定書又は債務保証書に違反した場合は、債務保証を取り消すことができる。

(3) 保証条件変更の取消し

機構は、融資銀行が保証条件変更書の発行の日の翌日から30日を経過した後、なお正当な事由なくして貸付条件変更の手続を完了しない場合は保証条件変更の承諾を取り消すことができる。

7 保証債務の履行

(1) 保証債務の履行の時期

ア 機構は、被保証者が最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から60日を経過した後なおその債務の全部又は一部を履行しない場合において融資銀行の請求があったときは、融資銀行に対し、保証債務を履行する。

イ アの期間は、機構と融資銀行との協議により短縮することができる。

ウ アの保証債務履行の請求は、履行予定日より少なくとも20日以前に行うものとする。^{※22}

エ アの保証債務の履行請求は最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から1年^{※23}を経過した日以降においては、これを行うことができない。

^{※22} 20日以前の請求日がアの期間内であることは差しつかえない。

^{※23} この1年は除斥期間である。

(2) 代位弁済の金額

機構は、代位弁済の履行を決定した場合、次の方法で計算した金額を融資銀行に支払うものとする。

ア 最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から代位弁済履行日までの間に回収がない場合(最終弁済期日又は期限の利益喪失日における元本+同利息+延滞利息)^{※24}×保証割合

^{※24} この計算期間は60日を超えることはできない。

イ 最終弁済期日又は期限の利益喪失日から代位弁済履行日の間に一部回収のあった場合は、次の(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額とする。

(ア) (最終弁済期日又は期限の利益喪失日における元本+同利息+延滞利息)^{※24}×保証割合

(イ) 代位弁済日における保証付貸付の元本+利息+延滞利息

(3) 保証債務の履行請求の手続

機構は、融資銀行が保証債務の履行を請求する場合には、次の書類及び資料を提出させる。^{※25}

ア 代位弁済請求書(様式第 13)(履行予定日までの金額)

イ 融資銀行の有する債権・債務の明細^{※26}

ウ 被保証者の負担する債務の明細

エ 担保物件明細

オ 保証人の状況

カ 回収未了の生じた理由、保全取立状況の経過説明

キ その他機構が必要と認めて指示した書類又は資料^{※27}

※25 代位弁済の一部履行は原則として行わない。

※26 債務不履行の始まった日の分(最新日の分はアに記載のこと)

※27 貸付元帳、預金元帳の写等をいう。

(4) 保証債務の履行の決定と通知

ア 機構は、代位弁済請求書を受取ったときは、遅滞なく審査し、債務保全、取立てについて融資銀行のとった措置が適切であると認めたときは、融資銀行に代位弁済日、代位弁済額及び資金交付方法を通知する。

イ 機構は、アの代位弁済決定後速やかに被保証者及び連帯保証人に対して通知を行う。ただし、機構は、この通知なくして代位弁済を行うことができる。^{※28}

※28 債務保証委託契約書第 4 条による。

(5) 保証債務の履行

ア 機構は、履行予定日に融資銀行から「代位弁済金受領書」(様式第 14)及び「債務保証書」を徴求のうえ、代位弁済を行う。

イ 抵当権の設定がある時は、融資銀行に対して、抵当権に関する一部代位の付記の仮登記手続を依頼し、その登記完了を謄本で確認のうえ代位弁済を行う。

ウ イの付記登記に要する費用はとりあえず、機構が負担するが、後日債権保全関係費用として、被保証者又は保証人から回収する。

(6) 保証債務の代位弁済額等に係る損害金

機構は、代位弁済額について、代位弁済日から回収日まで年 14.6%の割合で計算した損害金を、被保証者又は、保証人から徴求するものとする。

8 保証債務履行後の債権の管理

(1) 求償権の管理回収の委託

ア 機構は、代位弁済により取得した求償権その他一切の権利（求償権に係る損害金を含む。以下「求償権等」という。）の管理及び回収を、融資銀行に委託するものとする。^{※29}

※29 約定締結により委託する。

イ アの求償権等の管理回収については、融資銀行に対し、融資銀行の一般債権と同等の注意をもって、その管理回収の責を負わせるものとする。

ウ 機構は、融資銀行が求償権等の管理回収につき故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合は、損害賠償の請求をできるものとする。

(2) 求償権の行使方法の決定

機構は、求償権の弁済方法又は行使方法を、融資銀行と協議のうえ決定する。

(3) 回収金の充当

ア 機構の代位弁済後回収金があった場合、融資銀行は自己の有する債権にまず充当し、残額を機構が受け取るものとする。

イ アの回収があった場合、融資銀行は、その都度計算明細書を機構に送付するとともにアの金額を機構に送金するものとする。

(4) 機構の回収金の充当順序

ア 機構は、(3)アにより返済を受けた金額を、次の順序で充当する。ただし、必要と認める場合には、充当順序を変更できる。^{※30}

※30 代位弁済額を1本の求償債権と考える。

(ア) 債権保全関係費用

(イ) 求償権に係る損害金

(ウ) 求償権元本

イ アの充当順序が同一である異なる取引がある場合には、発生日の早いものを先に充当する。

(5) 委託業務に関する調査

機構は、必要と認めた場合、委託業務の処理状況の報告を融資銀行に対して求めることができる。

(6) 求償権等の管理回収の委託の解除

機構は、次の場合、融資銀行に対する求償権等の管理回収委託を解除することができる。

ア 融資銀行が、自己の債権を回収又は償却し、機構に対して、委託解除を申出たとき。

イ 機構が、求償権等の管理回収を自己において行うことが妥当と認めたとき。

(7) 管理回収委託の解除手続

機構が(6)により求償権等の管理回収の委託を解除したときは、融資銀行より次の権利関係書類の提出を受けるものとする。ただし、回収の場合に限る。

ア 一部代位弁済の奥書を付した貸付債権に関する証書(金銭消費貸借契約証書、貸付金領収書、その他債務の成立及び変更を証する書類)

イ 当該貸付債権に付随する担保権又は保証に関する権利関係書類(一部代位の付記登記完了後の抵当権設定契約証書、担保差入証、担保有価証券、保険証券、質権移転承認請求書等)

ウ その他事務委託中に生じた事項に関する説明書書類

(8) 債権保全関係費用の立替え

ア 機構は、管理回収を委託した融資銀行から請求があったときは、融資銀行が特に必要とした債権保全関係費用を、債務者に代わって立替払することができる。

9 求償権等の償却等

(1) 求償権等の償却

機構は、代位弁済により取得した求償権等が細則に定める事項に該当すると認められる状況になった場合は、理事会の承認を受け、その全部又は一部を償却することができる。

(2) 回収できない債権保全関係費用の処理

機構が立替えた債権保全関係費用で、被保証者又は連帯保証人より回収できないものは、求償権の償却と同時に処分する。

10 進捗管理

(1) モニタリング

資金調達促進事業を受けた者は、債務保証承諾日から10年間、当該事業の1年間の研究開発、製品及び事業化の状況を報告するため、事業状況報告書(様式第17)を毎年5月末日までに

機構に提出する。

11 事業成果に伴う地域貢献

(1) 営業利益等の報告

資金調達促進事業を受けた者は、債務保証事業終了後の事業成果審査委員会において、企業本業の営業利益及び新事業の売上額報告書(様式第 18)を当該年度末までに機構に提出する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 理事長は、中小企業の新事業展開を中長期的な視点で支援を行い事業化を促進し、浜松経済をけん引する成長産業の創出につなげる、はままつ新事業創出資金調達促進事業(以下「資金調達促進事業」という。)について、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱の定めるところによるものとする。

(対象事業者)

第2条 交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) はままつ新事業創出資金調達促進事業債務保証事業を実施する者(以下「交付事業者」という。)であること。
- (2) 国税、県税及び市税を完納している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(対象事業)

第3条 交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当する事業(以下「交付事業」という。)とする。

- (1) 債務保証の対象事業(新規研究開発を目指した研究開発)
- (2) 製品化及び事業化推進事業(販路開拓・市場調査等)

(対象期間)

第4条 交付事業の期間は、交付金の交付決定の日からその日が属する翌年度の3月末までとする。

(対象経費)

第5条 交付金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、交付事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税、地方消費税及び印紙税は対象外とし、対象経費が本交付金以外の国又は地方公共団体における補助金等の対象となったときは、対象経費としないものとする。

- (1) 売上原価・製造原価(仕入代金、材料費、外注委託費、労務費等)
- (2) 販売費及び一般管理費(人件費、消耗品費、旅費、研究開発費等)
- (3) その他固定資産取得費(土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、改造修理費等)

(交付金の額)

第6条 交付金の額は、2,000万円に、その利用する債務保証の額を3,000万円を除いて得た割合を乗じて得た額(10万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)を限度とする。

2 交付金は、債務保証の初年度及び2年経過する年度の2回に分けて等分で交付する。

3 交付金は、交付年度を含め2カ年度で対象事業に対し活用し、未利用の交付金は返還又は2回目の交付金で清算するものとする。

(善管注意義務)

第7条 交付事業者は、善良な管理者の注意をもって、第1条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用が増加した財産を管理しなければならない。

(計画書の提出)

第8条 交付金の交付申請をしようとするときは、予め次に掲げる全ての書類を、理事長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金計画書(第1号様式)

(2) 申請者の概要資料

(3) 事業提案書

(4) 利害関係者の確認

(5) 事業計画、資金計画が分かる書類

(6) 会社定款

(7) 登記事項証明書

(8) 決算関係書類(直近3期分)

(9) 浜松市内に本社を有していない場合には本社の所在する市区町村の市区町村税納税証明書(未納がないことを証する書類)(直近1期分)

(10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(交付の申請)

第9条 はままつ新事業創出資金調達促進事業審査委員会において交付事業者として採択された者は、次に掲げる全ての書類を理事長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付申請書(第2号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第10条 理事長は、交付金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきであると認めたときは、交付金の交付決定をするものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をするものとする。

3 理事長は、交付金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件並び前項による修正事項を、交付金の交付申請をした者に対し、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 理事長は、交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 交付金は、交付事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって、第1条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用の増加した財産を管理し、担保に供してはならない。
- (3) 国税、県税、市税の滞納をしてはならない。
- (4) 交付事業に関わる経理と他の経理は明確に区別しなければならない。
- (5) 交付事業をその計画の途中で中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けなければならない。
- (6) 前号に掲げるもののほか、交付事業の実施期間及び内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。
 - ア 交付確定額の20%以下の金額での科目の配分変更を行う場合
 - イ 事業の内容及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
 - ウ 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付事業者の自由な創意により、更に能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
- (7) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 交付金交付後、交付事業終了まで毎年度、第17条に定める実績報告書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。
- (9) 交付事業は、前条の規定により決定した期間内に着手すること。ただし、理事長が認めた場合この限りでない。
- (10) 交付事業終了後、交付金の残金があるときは、返還又は2回目の交付金で清算するものとする。
- (11) 交付事業者は、交付事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間、保管しなければならない。
- (12) 前各号に定めるもののほか理事長が必要と認める事項。

（申請の取下げ）

第12条 交付金の交付申請をした者は、第10条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金交付決定通知書を受領した日から起算して7日経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により交付金交付申請の取下げをするときは、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付申請取下書（第4号様式）を理事長に提出するものとする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（交付金の請求等）

第13条 第10条の規定による交付決定を受けた対象事業者が、交付金を請求しようとするときは、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付請求書（第5

号様式)を理事長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第14条 理事長は、前条に規定する交付金の請求について、内容を確認した後、交付事業者に対し、当該請求書を受理した日の翌日から30日以内に当該請求に係る交付金を交付するものとする。

(事業変更等)

第15条 第11条第5号及び第6号の規定に基づく承認の申請は、事業変更承認申請書(第6号様式)を理事長へ提出して行わなければならない。

2 理事長は、前項の規定により事業変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を、事業変更(不)承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(実施状況報告)

第16条 理事長は、必要があると認めるときは、対象事業者に対して、理事長が必要と認める期間の事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告は、実施状況報告書(第8号様式)によるものとする。

3 理事長は、必要があると認めるときは、事業の実施状況をいつでも実地調査することができる。

4 理事長は、実施状況について、交付事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、対象事業者に対してこれを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。

(実績報告)

第17条 交付事業者は、交付事業が終了した場合には、実績状況を実績報告書(第9号様式)により当該事業終了年度の翌年度の5月末日までに提出しなければならない。

(実績報告の審査及び指示)

第18条 理事長は、実績報告書を審査し、交付事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付事業者に対し、これを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示ができるものとする。

2 理事長は、審査の結果を実績報告審査結果通知書(第10号様式)により通知する。

(交付の確定)

第19条 理事長は、第17条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付金の額を確定し、交付金交付額確定通知書(第11号様式)を交付事業者に通知するものとする。

(事業者の責に帰すべき事由による決定の取消し)

第20条 理事長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 交付金を他の用途に使用をしたとき

(2) 交付事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれら

に基づく理事長の処分に違反したとき。

(4) 交付事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。

(5) 交付事業者が第11条第5号の規定により、交付事業の中止又は廃止の申請をしたとき。

(6) 交付事業者が第16条第3項による必要な調査に応じなかったとき。

(7) 交付事業者が事業成果審査委員会による必要な調査に応じなかったとき。

(8) 市内事務所を休止又は廃止したとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、交付金を交付することが不相当であると理事長が認めたとき。

2 前項の規定は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消しする場合は、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付決定取消通知書（第12号様式）により通知するものとする。

4 理事長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金返還命令書（第13号様式）により、その返還を命じるものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第21条 理事長は、交付決定をした場合において、その後の天災地変等、交付事業者の責めに帰すことができない事情の変更により特別の必要が生じたときは、その内容を審査し、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付した金額のうち既に当該事業を実施した部分については、この限りでない。

2 理事長は、前項の規定による交付決定の取消しにより特別に発生した事業に対しては、次に掲げる経費に限り、交付金を交付するものとする。この場合において、第20条第1項又は第2項の規定により、既に交付した交付金を納付させるときは、当該納付する交付金とを相殺することができる。

(1) 交付事業に係る機械、器具及び仮設物等の撤去その他の残務処理等に要する経費

(2) 交付事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消しする場合は、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付決定取消通知書（第12号様式）により通知するものとする。

4 第1項の規定により交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合は、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金変更交付決定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

第22条 理事長は、第20条第1項及び第21条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、交付の取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されて

いるときは、交付事業者に対し、期限を定めて当該交付金を機構へ納付させるものとする。

2 理事長は、第11条第10号の規定により交付事業者に機構への納付義務が生じたときは、交付事業者に対し、期限を定めて機構へ納付させるものとする。

3 前2項の規定により事業者に対し、交付金を機構へ納付させるときは、はまみつ新事業創出資金調達促進事業交付金納付通知書（第15号様式）により通知する。

（加算金及び遅延損害金）

第23条 交付事業者は、第20条第1項の規定により交付決定の取消しを受け、交付金を機構へ納付する旨の請求を受けたときは、算出した加算金を機構に納付しなければならない。

2 交付事業者は、交付金納付の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、算出した遅延損害金を機構に納付しなければならない。

（他の交付金の一時停止等）

第24条 理事長は、交付事業者が交付金の納付の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金と未納付額とを相殺することができる。

（財産処分の制限）

第25条 交付事業者は、交付金交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、交付事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

2 交付事業者は、交付事業の完了後においても、理事長が必要と認める場合は、財産の利用状況について、報告しなければならない。

（認定事業の経理等）

第26条 交付事業者は、交付事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 理事長は、理事長が必要と認める場合は、交付金の使途及び帳簿等について、いつでも実地検査することができる。

（協議事項）

第27条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、交付事業者は機構と協議の上、業務を進めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度ははまみつ新事業創出資金調達促進事業交付金に適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行し、令和8年度ははまみつ新事業創出資金調達促進事業交付金に適用する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

所在地

名称

代表者氏名

※代表者の署名又は記名押印

連絡先 TEL

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金計画書

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金について、交付金の交付を受けたいので、下記のとおり、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 事業の実施時期 年 月 ～ 年 月

3 交付申請金額 円

4 国、県その他公共団体及び財団法人、社団法人その他民間機関からの補助金等の支援の有無又は受ける予定の有無

有 （補助金等を支給する機関） 無

5 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

☐ はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者

- ・(法人その他の団体の場合) 上記 3 点に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体
- (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

所在地

名称

代表者氏名

※代表者の署名又は記名押印

連絡先 Ⅲ

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付申請書

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金について、交付金の交付を受けたいので、下記のとおり、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 事業の実施時期

年 月 ～

年 月

3 交付申請金額

円

4 事業計画に要する経費

(1) 収支予算表

(収入)

単位：円

区分	金額	備 考
交付金		
計		

(支出)

単位：円

区分	交付対象経費	備 考
ア 売上原価・製造原価		
イ 販売費・一般管理費		
ウ その他固定資産取得費		
計		

※ 収支が証明できる書類を添付してください。

(2) 科目別支出予算内訳

※金額欄の計は、(1) 収支予算表の支出の各科目の交付対象経費(変更後)と一致するよう記載してください。

※必要に応じて、より詳細な資料を提出していただくことがあります。

ア 売上原価・製造原価

項 目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
計					

イ 販売費・一般管理費

項 目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
計					

ウ その他固定資産取得費

項 目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
計					

第3号様式（第10条関係）

浜イノ第 号
年 月 日

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあったはままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付申請について、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第10条第3項の規定により次のとおり条件を付して交付決定します。

記

1 交付事業の名称

2 交付事業の実施時期 年 月 ～ 年 月

3 交付決定金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

4 条 件

- (1) 交付金は、交付事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって、第1条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用が増加した財産を管理し、担保に供してはならない。
- (3) 国税、県税、市税の滞納をしてはならない。
- (4) 交付事業に関わる経理と他の経理は明確に区別しなければならない。
- (5) 交付事業をその計画の途中で中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けなければならない。
- (6) 前号に掲げるもののほか、交付事業の実施期間及び内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な

変更の場合を除く。

ア 交付確定額の20%以下の金額での科目の配分変更を行う場合

イ 事業の内容及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

ウ 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、更に能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

(7) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。

(8) 交付事業は、交付決定通知書記載の期間内に着手すること。ただし、理事長が認めた場合この限りでない。

(9) 交付事業終了後、第17条に定める実績報告書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

(10) 交付事業終了後、交付金の残金があるときは、機構に納付しなければならない。

(11) 事業者は、交付事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間、保管しなければならない。

(12) 前各号に定めるもののほか理事長が必要と認める事項。

5 申請内容の修正事項

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

所在地

団体の名称

代表者氏名

※代表者の署名又は記名押印

連絡先 TEL

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付申請取下書

年 月 日付け浜イノ第 号で交付決定のありました下記の
はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金について、はままつ新事業創出資金
調達促進事業交付金交付金交付要綱第12条第2項の規定により申請の取り下げ
をします。

記

1 交付事業の名称

2 交付決定金額

円

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

所在地

名称

代表者氏名

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付請求書

年 月 日付浜イノ第 号により交付確定した交付金について、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金	¥								

下記口座へ振込みを依頼します。

金融機関	銀行 金庫	営業部 支店	
預金種別	1 普通	2 当座	3 ()
口座番号			
口座名義人	フリガナ		

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

所在地

名称

代表者氏名

※代表者の署名又は記名押印

連絡先 TEL

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金事業変更承認申請書

年 月 日付け浜イノ第 号により交付決定を受けたはままつ新事業
創出資金調達促進事業交付金の事業を下記のとおり変更したいので、はままつ新事業創出
資金調達促進事業交付金交付要綱第15条第1項の規定により申請します。

記

1 交付事業の名称

2 変更の内容

（承認を受けようとする交付金の額、事業計画又は、収支予算など）

3 変更の理由

4 事業計画の変更

(1) 支出の部

単位：円

区分		交付対象経費	備 考
ア	売上原価・製造原価		
イ	販売費・一般管理費		
ウ	その他固定資産取得費		
計			

※ 収支が証明できる書類を添付してください。

(2) 変更の理由（具体的に記載すること）

(3) 科目別支出予算内訳

※金額欄の計は、(1) 収支予算表の支出の各科目の交付対象経費(変更後)と一致するよう
に記載してください。

※必要に応じて、より詳細な資料を提出していただくことがあります。

ア 売上原価・製造原価

項 目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
計					

イ 販売費・一般管理費

項 目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
計					

ウ その他固定資産取得費

項 目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
計					

第7号様式（第15条関係）

浜イノ第 号
年 月 日

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金事業変更（不）承認通知書

年 月 日付けにて申請のありました事業変更承認申請について、承認 ・ 不承認 としましたので、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 理由（不承認の場合のみ）

第8号様式（第16条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

所在地

団体の名称

代表者氏名

連絡先 Tel

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金実施状況報告書

年 月 日付け浜イノ第 号により交付決定を受けたはままつ新事業創出資金調達促進事業交付金について、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第16条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実施状況を報告します。

記

1 交付事業の名称

2 対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 交付事業の実施状況

4 交付事業の収支状況

第9号様式（第17条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

所在地

団体の名称

代表者氏名

連絡先 TEL

はままつ新事業創出資金調達促進事業実績報告書

年 月 日付け浜イノ第 号により交付決定を受けたはままつ新事業
創出資金調達促進事業交付金について、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交
付要綱第17条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績報告をします。

記

1 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 交付事業の実績

はままつ新事業創出資金調達促進事業業務方法書細則 進捗状況報告書（様式第17）
のとおり

3 交付確定を受けたい額

金 円

4 添付書類

見積書、納品書、請求書、領収書等

5 交付事業に要した経費

(1) 収支決算表

(収入)

単位：円

区分	決算額	予算額
交付金		
計		

(支出)

単位：円

区分	決算額	予算額
ア 売上原価・製造原価		
イ 販売費・一般管理費		
ウ その他固定資産取得費		
計		

※ 収支が証明できる書類を添付してください。

(2) 科目別支出内訳

ア 売上原価・製造原価

整理 番号	支払日	支払金額 (円)	支払先 (会社名等)	購入商品、 サービス 等の内容	支払方法	備考
ア-1						
ア-2						
ア-3						
ア-4						
	合計					

イ 販売費・一般管理費

整理 番号	支払日	単価 (円)	数量 (時間)	支払 金額 (円)	支払先 (担当者 氏名)	仕事内容	支払 方法	備考
イ-1								
イ-2								
イ-3								
イ-4								
	合計							

ウ その他固定資産取得費

整理 番号	支払日	支払金額 (円)	支払先 (会社名等)	購入商品、 サービス 等の内容	支払方法	備考
ウ-1						
ウ-2						
ウ-3						
ウ-4						
	合計					

第10号様式（第18条関係）

浜イノ第 号
年 月 日

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

はままつ新事業創出資金調達促進事業実績報告審査結果通知書

年 月 日付けにて提出のありました実績報告書について、審査した結果、下記のとおりはままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第18条第2項の規定により通知します。

記

1 交付事業の名称

2 審査結果

3 是正指示事項

4 是正指示の理由

第 1 1 号様式（第 1 9 条関係）

浜イノ第 号
年 月 日

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付額確定通知書

年 月 日付けにて提出のありました実績報告書について、審査した結果、下記のとおりはままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第 1 9 条の規定により通知します。

記

1 交付確定金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

第12号様式（第20条及び第21条関係）

浜イノ第 号
年 月 日

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付決定取消通知書

年 月 日付け浜イノ第 号により交付決定したはままつ新事業創出
資金調達促進事業交付金について、下記のとおり交付決定を取り消します。

記

1 交付事業の名称

2 取消の内容

3 取消の理由

第13号様式（第20条関係）

浜イノ第 号
年 月 日

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金返還命令書

年 月 日付け浜イノ第 号で交付決定を取り消した交付金
について、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱第20条第4項
の規定に基づき、下記のとおり交付金の返還を命ずる。

記

返還を命ずる額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

第14号様式（第21条関係）

浜イノ第 号
年 月 日

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜イノ第 号をもって交付決定した、はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付決定額を次のとおり変更交付決定します。

記

1 交付事業の名称

2 変更交付決定金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

3 理由

第15号様式（第22条関係）

浜イノ第 号
年 月 日

様

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構理事長

はままつ新事業創出資金調達促進事業交付金納付通知書

年 月 日付け浜イノ第 号をもって交付を確定したはま
まつ新事業創出資金調達促進事業交付金について、はままつ新事業創出資金調達
促進事業交付金交付要綱第22条第3項の規定により、次のとおり機構への納付
について通知します。

記

1 納付する額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 納付する理由

5 納付期限 年 月 日

令和 8 年度
はままつ新事業創出資金調達促進事業
公募要領

令和 8 年 2 月

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

目 次

I	概要	1
1	事業の概要	1
2	公募の概要	1
II	債務保証事業	2
1	対象事業者	2
2	対象事業の要件	2
3	対象費目の要件	3
4	約定書の締結	3
5	各種様式の記載方法	3
III	交付金事業	3
1	対象事業者	3
2	対象事業の要件	3
3	対象費目の要件	3
4	交付対象経費	3
5	証拠書類	5
6	証拠書類の整理	5
IV	申請の手続き等	6
1	申請方法	6
2	申請受付期間	6
3	申請書類	6
4	申請前面談	6
5	申請に関する注意	8
V	審査について	8
1	審査のプロセス	8
2	審査結果の通知	9
3	審査結果の公表	10
VI	今後の手続き等	10
1	債務保証事業	10
2	交付金事業	13
VII	プロジェクトの着実な進捗と度業成果に伴う地域貢献	15
1	プロジェクトの進捗管理	15
2	財務管理体制の強化	15
3	地域イノベーションエコシステムの構築	15
VIII	交付決定の取り消し、その他注意事項	16
1	交付決定の取り消し	16
2	取得財産の管理	17
IX	問合わせ先	17

はままつ新事業創出資金調達促進事業公募要領

I 概要

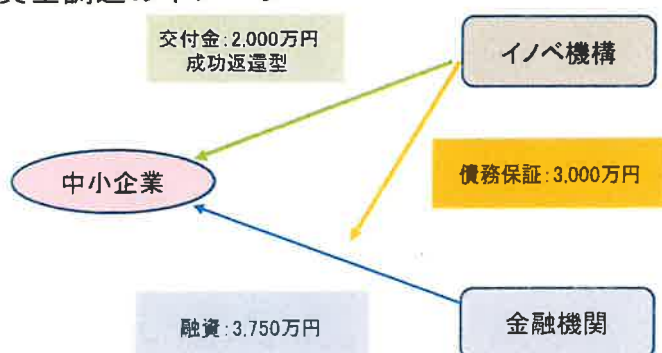
1 事業の概要

浜松市内企業の基幹産業である自動車部品のEVショック、電動化の進展に伴うエンジン部品製造など中小企業のビジネス減少に対応するため、中小企業には「既存事業の深化」と「新規事業開発(探索)」が求められます。

一方、こうした活動には5～10年の期間と多額な資金が必要となります。

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構(以下「イノベ機構」)は、中小企業の新たな活動に必要な資金調達を支援します。

■資金調達のイメージ



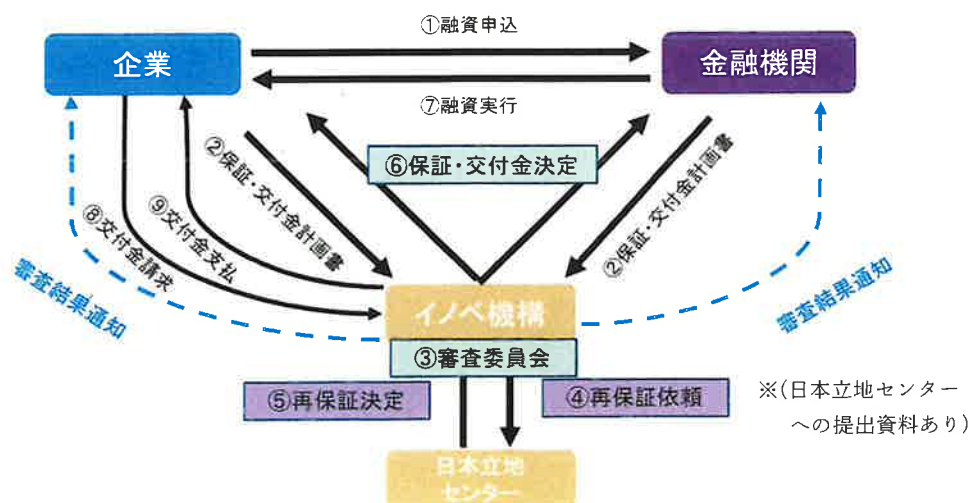
2 公募の概要

【申請受付期間】 令和8年2月2日(月)～令和8年5月29日(金)

■融資実行・交付金交付までのスケジュール

2/2～5/29	5/15	6/30	8月上旬	8月下旬
公募期間	申請前の 事前面談締切	審査委員会 (予定)	採択決定	融資実行 交付金交付

■申込から交付までの流れ図



Ⅱ 債務保証事業

1 対象事業者

浜松市内に本社又は主たる事業所若しくは研究所を有する中小企業であって、次の全てに該当する事業者(以下「債務保証対象者」)です。

- (1) 新技術の開発能力並びに新事業展開に必要な技術的能力及び経営能力を有する者
- (2) 新事業展開を目指した高度な技術やそれを生かした製品に関する研究開発を浜松市内で中心的に実施する予定である者

<要件>

- ア 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
 - イ 浜松市内に本社又は主たる事業所を置き、浜松市内において研究開発事業を行う中小企業事業者(登記必要)
 - ウ 国税、県税及び市税を完納していること
 - エ 令和7年度において、国、静岡県及び浜松市から同種の補助金の交付を受けていないこと
 - オ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人に該当しないこと
- (3) 事業期間中に上記に掲げる債務保証対象者の要件に該当しなくなった場合は、債務保証事業を中止する。

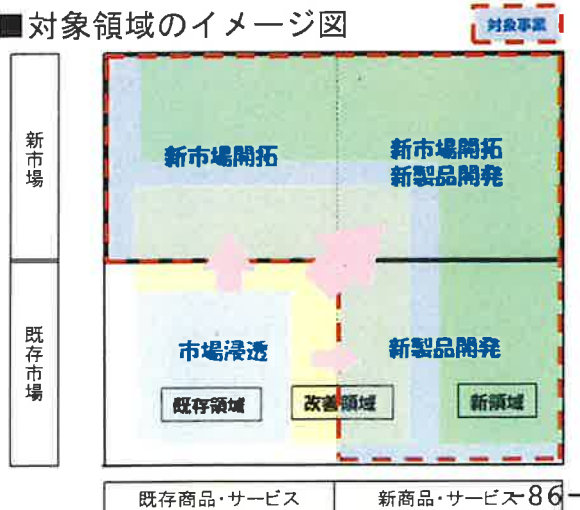
▼債務保証事業が中止になる具体例

- ① 事業趣旨の変更
対象事業の内容が当初計画から大きく異なるなど、債務保証事業に付した条件に適合しないと認められる場合においてイノベ機構からの是正指示に従わなかったとき。
- ② 市外への転出
債務保証対象者がその住所又は事務所を浜松市内から市外に移した場合

2 対象事業の要件

- (1) 事業期間：融資実行後、7年以内
- (2) 債務保証額：上限3,000万円、下限1,000万円
- (3) 対象分野：新規事業展開に向けた必要な研究開発(高度な技術・製品開発)
研究開発の展開領域は、下図の「新市場開拓」「新製品開発」のいずれかに該当するもの

■対象領域のイメージ図



※「新市場開拓」「新製品開発」として製造業から大きく転換する場合は対象外となります。
(例 製造業が「農業」「飲食業」「サービス業」等に取り組む)

3 対象費目の要件

新規事業展開に向けた必要な研究開発(高度な技術・製品開発)のために必要な調査研究費、設計費、設備費、試験費、試作費等です。

4 約定書の締結

債務保証対象者が債務保証事業に申請する場合は、予め、金融機関(融資銀行)はイノベ機構と約定書の締結が必要です。

5 各種様式の記載方法

次の様式の提出にあたっては、金融機関取扱店名とともに支店長等の代表者(責任者)の氏名と担当者名を記載してください。

(様式第2)、(様式第3)、(様式第5)、(様式第7)、(様式第9)、(様式第11)、
(様式第12)、(様式第13)、(様式第14)

Ⅲ 交付金事業

1 対象事業者

はままつ新事業創出資金調達促進事業債務保証事業を実施する事業者(以下「交付事業者」)です。

2 対象事業の要件

(1) 交付時期：2回に分けて交付

債務保証開始年度(1年目)は2月頃、2年経過した年度(3年目)は5月頃

対象事業期間：1年目の交付金は2年度末まで

3年目の交付金は4年度末まで

(2) 交付金額：上限2,000万円

債務保証額に応じて交付金の額を決定

交付金の額=2,000万円×利用する債務保証額/3,000万円(10万円未満切捨て)

(3) 対象事業：債務保証の対象事業(新規事業展開を目指した研究開発)

債務保証事業に関連する販路開拓及び市場投入に関する事業

3 対象費目の要件

債務保証の対象事業及び債務保証事業に関連する販路開拓及び市場投入に関する事業に必要な経費です

(1) 売上原価・製造原価(仕入代金、材料費、外注委託費、労務費等)

(2) 販売費及び一般管理費(人件費、消耗品費、旅費、研究開発費等)

(3) その他固定資産取得費(土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、改造修理費等)

4 交付対象経費

(1) 注意事項

事業者は、交付金の使途にあたっては、「当該事業期間」に「必要な経費を適正な価格」で「支出」し「証拠書類」を保管し、その結果を確認できる体制を整えてください。

【適正な価格】

- ・交付金対象事業を実施しするにあたっては、必要な経費を適正な価格かつ効果的に支出する必要があります。そのため過度な支出は認められません。
- ・1件あたり500万円以上の支出をする場合は、交付申請書に見積書を添付してください。

【支出】

- ・不適切な支出が確認された場合は、交付対象経費から除外します。
- ・事業期間内に契約、実施、検収、支払いが完了する経費が対象となります。

【証拠書類】

- ・支払を証明すること、事業との関連を説明できる証拠書類を作成・保管してください。

(2) 対象経費の内容

【売上原価・製造原価】

- ・「外注加工費」の交付対象経費の上限は、交付決定額の1/2を超えない額とする。
- ・「労務費」は、下記「人件費」の内容を準用する。

【販売費及び一般管理費】

- ・「人件費」とは当該研究開発に直接関与する者が当該研究開発の作業(浜松市内の事業所)に従事した時間に対して支払われるものとする。
- ・「人件費」の交付対象経費の上限は、交付決定額の1/2を超えない額とする。
- ・下記の計算式をもとに研究開発に従事する人の人件費を算出すること。
- ・人件費=給与明細書(支給額合計※)に対する従事時間の割合相当額(小数点以下切捨て)

※基本給以外の各種手当等を含む

※税引き前の合計額

2025年7月 給与明細書

東伊場太郎 様

2025年7月25日支給

浜松株式会社

勤務	勤務日数	欠勤日数	有給日数				
	20日	0日	0日				
支給	基本給	残業手当	通勤手当	〇〇手当	〇〇手当	〇〇手当	支給総額
	300,000	30,000	10,000	10000	1,000	0	351,000
控除	健康保険	厚生年金	雇用保険	社会保険料	所得税	住民税	控除額計
	15,000	30,000	2,000	47,000	6,000	15,000	115,000
					差引支給額		236,000

- ・従事時間の計算は、交付決定日～翌年度3月までか、事業終了日までのいずれか早い方の期間を対象とする。
- ・通常、給与等が翌月以降に支払われる場合は、事業期間の最終月分経費は、対象外となるので注意すること。

【その他固定資産取得費】

- ・内容が交付金対象事業を実施しするにあたって必要な経費であり適正な価格か、効果的な支出かを確認しますので、事前に事務局に相談してください。

(3) 交付対象費目として認められない経費(一例)

①交際費・食料費・寄付金・賠償金・投資金・出資金・借入金の返済・配当・各

種税金（消費税や収入印紙）・振込手数料・各種保険料・各種手数料 等

※上記は一例です。判断に迷う場合は事前に事務局にご相談ください。（「収入証紙」は税金ではないので補助対象です。）

- ②本事業との関連性が証明できない飲食費、嗜好品の購入や適正な価格であるか証明ではない公共交通機関を利用しない場合の交通費等
- ③本事業と他事業の事業割合等が証明できない水道光熱費、通信費（切手代、電話代、インターネット利用料金等）、燃料費等
- ④事業所として通常備えているべき機器・備品・消耗品等（机、椅子、棚等の什器、事務機器、文房具等の事務用品等）
- ⑤交付決定日以前に既に契約・借用等をしている賃借料等

5 証拠書類

- (1) 人件費（労務費）
 - ・ 交付対象業務従事日誌、給与明細書、給与の支払いが確認できる通帳等
- (2) 物品等の購入
 - ・ 見積書、納品書、請求書、領収書等
- (3) リース等の委託及び外注等の契約
 - ・ 見積書、契約書（仕様書）、納品書、請求書、領収書等
- (4) 交通費
 - ・ 見積書、納品書、請求書、領収書、交通費の使用目的がわかる資料等
 - ・ 見積書、納品書、請求書、領収書等のコピーには、消費税除きの金額を記載すること。消費税抜きの金額が少数点以下の数字になる場合には、少数点以下は切り捨ててください。（例：消費税込み 100 円→消費税抜き 90 円（90.90 円ではなく 90 円））

6 証拠書類の整理

- (1) 経費の科目ごとに「科目別支出内訳」を記入してください。
- (2) 「科目別支出内訳」に科目毎に、支払日順に記入してください。
- (3) 見積書がない場合は、見積書に代わるものとして発注書（電子媒体等の印字をしたもの）を提出してください。
- (4) 納品書には検収担当者が、納品物が発注した内容と適合するかどうか確認し、検収日を記述し研修確認員を押印してください。
- (5) 領収書は、支払方法別に次のとおりとしてください。

支払方法	「領収書」として扱う提出書類	日付けの取扱い
銀行振込	領収書または銀行振込明細＋銀行取引明細	交付対象期間内に支払いが完了した場合が対象です。
現金	領収書	領収書の日付は、交付対象期間である場合が対象です。
カード決済	カード明細＋銀行取引明細	カード決済の場合は、自社名義での利用、かつ銀行引き落とし日が交付対象期間内である場合が対象です。 ※個人名義のカード利用は対象外です。

※ 証拠書類の保存方法等については、交付決定時に別途、事務局から説明します。

IV 申請の手続き等

1 申請方法

申請受付期限までに、申請書類を下記提出先まで1部提出してください。また、PDF形成で申請データをCD-R等電磁的記録でご提出ください。

2 申請受付期間

申請受付期間は次のとおりです。

令和8年2月2日(月)～令和8年5月29日(金)17時【必着】

※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。

<提出先>

提出書類は書留扱いとし、次の住所へ郵送してください。

《郵送先》 ※「申請書在中」と朱書きしてください

〒432-8036

静岡県浜松市中央区東伊場 2-7-1

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 事業推進部 資金調達事業担当 あて

3 申請書類

次の交付申請書一式を添付してください。

▼申請にあたっての留意事項

- 申請書は日本語で記載してください。
- 必要に応じて、文中に図表や画像等を貼付していただいても構いません。
- 必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。
- 代表者印の捺印又は代表者の署名が必要な書類は原本を提出してください。

4 申請前面談

申請企業及び金融機関、財団の3者は、必ず、申請前に申請内容等の面談を実施してください。申請前面談は、令和8年5月15日(金)までに行ってください。

<申請書類>

No	区分	名 称	作成者	備考
1	債務保証	債務保証委託書及び委託書(写)(細則様式第2、第2写)	企業	
2		債務保証申込書(細則様式第3)	金融	
3		事業計画カード・利益計画書(債務保証その他様式・エクセル) (図面・写真等添付にて分かりやすく説明してください)	企業	
4		信用調査書(細則様式第15、16)	金融	
5		連帯保証人調べ (金融機関所定用紙等にてお願いします)	金融	
6		金融機関取引推移表(債務保証その他様式・エクセル)	企業	
7		登記事項証明書 ※申請日より3カ月以内のもの	企業	◆
8		会社案内等業務内容がわかるもの	企業	
9	債務保証	決算書類3期分(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、勘定科目内訳明細書) 提出対象となる決算期の考え方(例:5月29日に提出する場合) ○決算期が3月の場合 ・令和8年3月期 ・令和7年3月期 ・令和6年3月期 ○決算期が4月の場合 ・令和8年4月期 ※確定していない場合は、仮決算の試算表を提出 ・令和7年4月期 ・令和6年4月期 決算期が5月の場合 ・令和7年5月期 ・令和6年5月期 ・令和5年5月期	企業	◆
10		納税証明書 いずれも、申請日時点で有効かつ未納がないことが確認できるものとします。 国税:その3の3 法人税と消費税 ⇒申請日時点で未納がないことが確認できるものを提出 県税:県税等の未納がないことの証明 ⇒申請日時点で未納がないことが確認できるものを提出 市税:直近の法人市民税、固定資産税 ⇒最新の課税年度で、未納がないことが確認できるものを提出	企業	●

11		会社定款	企業	◆
12		個人情報の取扱いに関する同意書(債務保証その他様式・エクセル) ※連帯保証人をたてない場合は、提出不要	企業	
13		その他当機構が指定するもの	企業	
14	交付金	交付金計画書(要綱第1号様式)	企業	
15		申請者の概要(交付金その他様式・ワード)		
16		事業提案書(交付金その他様式・ワード)		
17		利害関係者の確認について(交付金その他様式・ワード)		
18		計画書の概要等(交付金その他様式・エクセル)		
19		会社定款		◆
20		登記事項証明書		◆
21		決算関係書類(直近3期分)		◆
22		浜松市内に本社を有していない場合は、本社の所在する都道府県税及び市町村税の納税証明書 (未納がないことを証する書類)		●

※●：原本提出書類

※債務保証と交付金で重複する資料(◆)は、1部提出とします。

5 申請に関する注意

(1) 一般的注意

- 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます場合がありますのでご注意ください。
- 提出された申請書類等は返却しませんのでご了承ください。

(2) 秘密の保持

- 申請書一式は、本事業に係る審査のためのみに用い、厳重な管理のもと、一定期間保存します。
- 取得した個人情報は、法令等に基づく場合の提供を除き、本事業に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

(3) 申請書の記入言語

- 申請書は、日本語で記載してください。

V 審査について

1 審査のプロセス

書類審査の後、プレゼンテーション審査を経て、イノベ機構が総合的な判断のもと交付対象事業者を決定します。

(1) 書類審査(一次審査)

応募内容が、前述した「対象事業者」「対象事業」「対象費目」の要件に該当しているかを審査した後、プレゼンテーション審査(二次審査)に進む事業者を決定します。

(2) プレゼンテーション審査(二次審査)

※令和8年6月30日(火)開催予定

(3) はままつ新事業創出資金調達促進事業審査委員会

有識者で構成する審査委員会でプレゼンテーション審査を実施し、その結果を採択者決定の判断基準としていきます。

審査委員会の日程及び詳細については、後日、お知らせします。

◆審査項目

項目	ポイント
事業実施の妥当性	➤ 新規性や独自性が認められるか。 ➤ 現在まで自社で行った研究内容は十分か。
優秀性	➤ 創造的、技術的、利便的に優れているか。 ➤ 競合製品、類似製品と比較して優位性又は特徴が認められるか。
市場性	➤ 事業の対象市場が明確にされているか。 ➤ 市場のニーズに合致した研究開発になっているか。
事業見込み	➤ 事業化の実現見込みがあり、将来的にも自立的に事業活動を継続・展開するビジョンを有しているか。
地域性	➤ 地域経済への好影響や地域と連携すること等が期待できるか。
事業体制・経営体制	➤ 経営状況や資金計画を鑑み、事業遂行能力が十分に認められるか。 ➤ 事業を実施する体制が構築されているか。
会社としての成長性	➤ 企業が5年後から10年後にどのような姿を目指しているかが明確か？また、その計画は具体的で現実的か ➤ 交付金を得ることで売上や利益が加速化する見込みがあるか

◆特記事項

- ・審査委員が申請案件と何らかの利害関係があるとイノベ機構が判断した場合、当該申請案件の審査から当該審査委員を除外します。
- ・審査は非公開で行います。審査内容に係わるお問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。
- ・申請当事者並びにその関係者による審査委員への個別説明等の活動は、直接、間接問わず禁止します。
- ・当該活動が判明した場合は、当該申請案件の審査対象からの除外、採択された場合は、採択の取り消し等、イノベ機構において必要な措置を講じます。

2 審査結果の通知

- 採択された事業者への結果通知の時期は、採択決定後速やかに行います。
- 審査結果の通知方法は、書面にて申請者及び融資銀行に通知します。
- 審査の内容によっては、実施内容や対象経費範囲を変更することが採択の条件となる場合があります。そのような変更を伴う当該条件に対し申請事業者において不服がある場合は、申請そのものを取り下げることができます。
- 事業者について、採択の条件等がある場合は申請内容を条件に沿って修正するなど必要な調整を行ったのち、速やかにイノベ機構から事業者に対し決定を通

知します。

- 交付金事業は、予算額や採択される案件の数等を総合的に勘案し、イノベ機構が決定します。
- 不採択の場合も、評価結果を添えて、申請事業者に対し書面にて通知します。

3 審査結果の公表

採択事業者について、令和8年2月頃に事業者名や事業の概要、融資機関名等を公表します。

VI 今後の手続き等

1 債務保証事業

(1) 約定書の締結

- イノベ機構は、融資銀行と債務保証に関して約定書(様式第1)を締結します。

(2) 債務保証委託の申し込み

- 債務保証の委託をしようとする者は、イノベ機構に対し貸付を受けようとする融資銀行を経由して、債務保証委託書(様式第2)を提出して下さい。
- 債務保証委託書の提出を受けた融資銀行は、イノベ機構に対して速やかに当該債務保証委託書を提出して下さい。その際、資金使途の概要(目的、内容等)を簡潔に記載してください。

(3) 債務保証の申し込み

- 債務保証委託申込書の提出を受けた融資銀行が、貸付を行おうとする場合は、イノベ機構に対して債務保証申込書(様式第3)に調査意見を付して提出して下さい。

(4) 連帯保証人

- 被保証者は連帯保証人を1名以上たてることができる。
- 法人である場合は、原則として代表者を連帯保証人として下さい。ただし、状況に応じては別途、連帯保証人をたてることもできます。

(5) 債務保証の承諾

- イノベ機構が債務保証の委託及び債務保証の申請を受けた場合は、当該申請に係る債務保証の諾否について審査し、適当と認められる場合は、融資銀行に対し、債務保証対象者を被保証者とする債務保証承諾を行います。
- イノベ機構は、債務保証の承諾を行う場合は、別に定める債務保証料を徴収します。
- イノベ機構は、債務保証を承諾する場合は、融資銀行に債務保証書(様式第4-1)を交付し、被保証者との間に債務保証委託契約書(様式第4-2)を締結します。
- イノベ機構は、債務保証を拒絶する場合は、債務保証委託申込者にその旨通知(様式第4-3)します。

(6) 担保

- イノベ機構は、債務保証に際しては、物的担保を徴収しません。
- 融資銀行は、債務保証に係る貸付のうち、機構の保証に係る部分については、原則として物的担保を徴収できません。

- イノベ機構は、必要があると認めた場合は、特許権及びノウハウ等に対する持分設定、質権設定等を行うものとします。

(7) 債務保証料

- イノベ機構は、被保証者に対し、保証元本につき年2%を限度として徴収します。
- イノベ機構は、その怠った額につき年14.6%の割合で計算した保証違約金を請求するものとします。
- イノベ機構は、債務保証料及び保証違約金の徴収を貸付を行う銀行に委託することができるものとします。
- 債務保証料は、一括先取りとします。

(8) 保証付貸付の実行

- 融資銀行は、債務保証書に定める期間内に機構の保証に係る貸付(以下「保証付貸付」)を実行して下さい。ただし、この期間は、融資銀行の申し出により、イノベ機構が特に認めた場合には、変更することができるものとします。
- 融資銀行は、保証付貸付を行ったときは、イノベ機構に対し速やかに貸付実行報告書(様式第5)を提出して下さい。
- 融資銀行は、毎月、保証付貸付に係る全部又は一部の弁済(相殺・免除等による債務の消滅・減少を含む)について、イノベ機構に対し回収報告書(様式第6)を提出して下さい。
- 融資銀行は、保証付貸付に係る元本が約定弁済日に弁済されなかった場合は、機構に対し毎月末現在の延滞報告書(様式第7)を提出して下さい。
- 被保証者は、保証付貸付の条件を変更し、引続き保証を受けようとするときは、イノベ機構に対し融資銀行を経由して保証条件変更願書(様式第8)を提出して下さい。この場合において、融資銀行は、保証条件変更申込書(様式第9)に調査意見を付して提出して下さい。
- イノベ機構は、保証条件変更を承諾する場合は、融資銀行に保証条件変更書(様式第10)を付するものとします。
- 融資銀行は、貸付条件変更の手続を完了したときは、イノベ機構に対し速やかに保証条件変更報告書(様式第11)を提出して下さい。

(9) 融資銀行の通知義務・被保証者の報告義務

- 融資銀行は、次の事由が生じた場合には、イノベ機構に対し遅滞なく事故報告書(様式第7共通)を提出して下さい。
 ア 被保証者につき、債務の履行を困難にする事情が生じたことを知ったとき
 イ 被保証者に対して期限の利益を失わせ、債務の弁済の請求をしようとするとき
- 被保証者は、債務保証に係る事業に重大な影響を及ぼすと認められる事実が発生したときは、イノベ機構に対しその都度当該事実を報告して下さい。
- イノベ機構は、保証付貸付の資金の用途を確認するため、融資銀行に対し、使途確認報告書(様式第12)の提出を求めることができるものとします。
- イノベ機構は、(9)に基づく報告書等を確認するため、融資銀行又は被保証者に対し書類の提出を求め又は実地に調査することができるものとします。

(10) 債務保証の履行

- イノベ機構は、被保証者が最終弁済期日又は、期限の利益喪失日から 60 日を経過した後、なお、その債務の全部又は一部を履行しない場合は、融資銀行からの請求(様式第 13)があった場合は、当該銀行に対し債務保証を履行するものとし、この期間は、融資銀行との協議のうえ、短縮することができるものとし、
- イノベ機構は、保証債務の履行の請求が、最終弁済期日又は期限の利益喪失日から 1 年を経過した日以降であるは、これを行わないものとし、
- イノベ機構は、借入れ元本及び利息並びに弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から 60 日を超えない期間の延滞利息の合計額の 100 分の 80 を限度として履行するものとし、
- 分割弁済契約の場合における延滞利息の計算期間は、第一回目の不履行の生じた日の翌日から 4 月を超えないものとし、ただし、最終弁済期日の翌日から 60 日を超えることはできません。
- 延滞利息は、貸付利率と同率とし、

(11) 求償権

- イノベ機構は、代位弁済により被保証人及び連帯保証人に対して、当該代位弁済に係る求償権その他一切の権利を取得し、これを管理し又は行使し、

(12) 代位弁済

- イノベ機構は、融資銀行に対し融資銀行が最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から代位弁済履行までの間に回収を行った場合、次の式により計算した代位弁済予定額と代位弁済日における保証付貸付の元本、利息及び延滞利息の合計額とを比較し、いずれか少ない方の金額を代位弁済額として支払うものとし、

$$\text{代位弁済予定額} = (\text{最終弁済期日又は期限の利益喪失日における元本} + \text{同利息} + 60 \text{ 日分の延滞利息}) \times \text{保証割合}$$

- イノベ機構は、保証債務の代位弁済をした場合は、被保証者に対しその代位弁済額について代位弁済日から回収日まで年 14.6%の割合で計算した損害金を徴求するものとし、

(13) 債権管理・回収義務

- イノベ機構は、保証債務の代位弁済により取得した求償権その他一切の権利（以下「求償権等」）の管理及び回収に関する義務（以下「当該業務」）を行います。
- イノベ機構は、融資銀行において当該業務を行うことが妥当と認めたときは、当該業務を融資銀行に委託して実施することができるものとし、
- イノベ機構は、代位弁済をした後、被保証者から債権を回収したときは、その回収金を自己の有する債権に充当するものとし、
- 融資銀行は、代位弁済を受けた後、被保証者から債権を回収したときは、その回収金を自己の有する債権に充当することができるものとし、残額があるときは、これを（13）の規定に基づくイノベ機構から委託された回収に充てるものとし、

(14) 求償権等の償却

- イノベ機構は、求償権等に係る債務の主たる債務者及び保証人が次の一に該当

し、当該求償権等の回収の見込みがないと認められる場合は、その全部又は一部を償却することができるものとします。

- ア 破産手続、再生手続、更生手続、特別精算その他の法的倒産手続が終結した場合
- イ 死亡した場合
- ウ 倒産又は事業閉鎖の状態に陥り、事業再開の見通しがない状態で3年を経過した場合
- エ 行方不明又は就業不能となったまま3年を経過した場合
- オ 事業不振に陥り、又は事業について重大な損失を受けたため、当該求償権等につき、みるべき入金がない状態で5年を経過した場合
- カ 収入が極めて貧弱なため、当該求償権等につき、みるべき入金がない状態で5年を経過した場合
- キ 前記の規定に準ずる場合

(15) 保証債務の免責

- イノベ機構は、次の一に該当するときは、融資銀行に対する債務保証につき、その全部又は一部の履行を免れるものとします。
 - ア 融資銀行が既存の借入金の全部又は一部を消滅させるものであることを知って保証付貸付を行った場合
 - イ 融資銀行が債務保証書の条件に違反した場合
 - ウ 融資銀行が故意又は重大な過失により、機構の保証に係る債権の弁済を受けることができなくなった場合

(16) 債務保証の取り消し

- イノベ機構は、融資銀行が故意又は重大な過失により、約定書又は債務保証書に違反した場合は、債務保証を取り消すことができるものとします。

(17) 計算の基礎となる日数

- 本事業における保証料、保証違約金等の計算は、年当たり365日として日割計算をします。

2 交付金事業

(1) 交付金の支払い

交付金対象者に対する交付金は、融資銀行からの融資実行を確認後、所定の手続きを経て、速やかに交付します。

交付金対象者は、法令及びはままつ新事業創出資金調達促進事業交付金交付要綱の交付決定の条件等に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業を行うとともに、他の用途への使用はできません。なお、交付金対象者に違反があった場合は、イノベ機構は交付決定の取り消し等含む適切な措置をとります。

(2) 交付金の交付に際しての遵守事項

交付金対象者は、次の項目を遵守してください。違反があった場合は、イノベ機構は交付決定の取り消し等含む適切な措置を行います。

- ア 交付決定通知書で指定する期間内に事業に着手すること。
- イ 交付金は、申請書に記載した交付事業以外の目的に使用しないこと。
- ウ 交付金を財源に新たに取得又は効用が増加した財産については、善良な管理

者の注意をもってこれを管理すること。また、認定事業者の他の事業の担保等に供することを禁止する。

エ 交付事業に関わる経理と他の経理を明確に区別すること。

※交付金管理専用口座（新規口座開設、既存の 0 円口座の使用など）のご用意をお勧めします。

オ 資金の流れがわかる証拠資料（請求書、領収書等）を適切に保管すること。

カ 交付事業の内容の変更が生じた場合には、速やかにイノベ機構に報告し、必要に応じて変更申請をすること。

＜承認が必要な場合＞

・ 交付金額の 20%を超える額を変更する場合

キ 交付事業が、申請した期間内に完了しない、又は、その期間内の遂行が困難となった場合は、速やかにイノベ機構に報告し、協議すること。

ク 事業環境の大幅な変化等により、交付事業を計画の途中段階で中止又は廃止の判断に至った場合は、速やかにイノベ機構に報告し、当該事業の中止又は廃止に関し承認を得ること。

ケ 交付事業終了時、未使用の交付金がある場合はイノベ機構に返納すること。

コ 交付事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は保管すること。

サ 国税、県税、市税の滞納をしないこと。

Ⅶ プロジェクトの着実な進捗と事業成果に伴う地域貢献

1 プロジェクトの進捗管理

債務保証事業期間中、当該プロジェクトの着実な進捗を支援するため、「債務保証対象者、金融機関、イノベ機構等」で構成するプロジェクトチームを設置し、プロジェクトの進捗管理や伴走支援を毎年四半期ごと実施します。

また、プロジェクト進捗状況のモニタリング(事業進捗、融資返済、交付金執行等の確認・指導)を年1回行います。(モニタリングは、債務保証事業開始から10年間実施)詳細については、採択時に説明します。なお、モニタリングにあたり、毎年5月末日までに事業状況報告書(様式第17)を提出してください。

2 財務管理体制の強化

交付金は、公金であり、適切な管理が求められます。そのため、支援期間において、交付金対象者に対して適切な資金の使用と財務管理体制の強化を目的に、適時の経理指導と定期的な検査を実施します。

検査の過程で不正や不適切な支出、経費管理等が判明した場合は、プロジェクトの中止も含め、イノベ機構において適切な措置を講じることになります。検査回数については、必要に応じ変更する可能性がありますのでご注意ください。

3 地域イノベーションエコシステムの構築

本事業の先行・成功企業が次なる新事業にチャレンジする企業の事業サポートを行うことにより、その後、次々と新事業にチャレンジする企業が生まれ育つ「地域イノベーションエコシステム」の構築を目指します。

- (1) 新事業展開を目指す地域企業へのメンターや個人投資等による支援
- (2) 成功返還型寄付

交付金対象者は、債務保証事業終了時点で一定以上の成果が見込まれる場合は、交付金の全部又は一部に相当する金額を本事業の資金としてイノベ機構へ寄付等をお願いさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

ア 寄付基準

次の全てに該当する場合

- (ア) 企業本業の「営業利益」が黒字の場合
(決算直近3期の累計が黒字の場合)
- (イ) 新事業の売上額の累計が交付額の10倍以上に達した場合
- (ウ) 寄付額の基準

- ・ 新事業の売上額が交付額の20倍以上の場合 ➡ 交付額の全額
- ・ 新事業の売上額が交付額の10倍以上の場合 ➡ 交付額の半額

イ 交付金対象者は、債務保証事業終了後、アで規定する寄附基準の状況を(様式第18)により報告して下さい。

■2026 (R8) 年度募集に申請した場合スケジュール例

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
公募	2月							
審査委員会	申請事業 審査・ 採択							
債務保証	契約 融資実行							融資終了
交付金	本申請 交付①		本申請 交付②					
進捗会議	4半期1回	4半期1回	4半期1回	4半期1回	半期1回	半期1回	半期1回	
モニタリング	年度末1回	年度末1回	年度末1回	年度末1回	年度末1回	年度末1回	年度末1回	
事業成果 審査委員会			交付① 審査		交付② 審査			完了事業 審査
寄付								判定 ⇒寄付

VIII 交付決定の取り消し、その他注意事項

交付金対象者は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は、浜松市に事業所等を置く必要があります。交付金対象者に違反があった場合は、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消します。

1 交付決定の取り消し

交付金対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。次の規定は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間においても適用があります。

- (1) 交付金を他の用途に使用をしたとき。
- (2) 交付事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 交付事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められた場合において、イノベ機構からの是正指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づくイノベ機構の処分に違反したとき。
- (5) 交付金対象者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。
- (6) 当該事業の中止又は廃止の申請をしたとき。
- (7) 交付金対象者がイノベ機構の求める当該事業の実施状況などの実地調査に応じなかったとき。
- (8) 交付金対象者がイノベ機構の求める交付金の使途及び帳簿等の実地検査に応じなかったとき。
- (9) 市内事務所を休止又は廃止したとき。
- (10) 上記のほか、交付金を交付することが不適当であるとイノベ機構が認めたとき。

▼交付金の返還を求める具体例

① 市外への転出

交付金対象者がその住所又は事務所を浜松市内から市外に移した場合においては、【VIII-1 交付決定の取り消し】の(9)にあたりとし、イノベ機構は事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただきます。

② M&A、事業譲渡

交付金対象者が会社全体を売却又は対象事業を他社に事業譲渡し、かつ、【Ⅷ-1 交付決定の取り消し】の（９）に該当する場合には、交付金対象者の地位を放棄したものとみなし、イノベ機構は交付金対象者に対して交付金交付確定額を全額返還していただくよう求めます。

※①、②のほか、交付金を交付することが不適当であるとイノベ機構が認めたときにはイノベ機構は交付金対象者に対して交付金交付確定額を全額返還していただきます。

2 取得財産の管理

（１）取得財産の管理、処分

本事業における取得財産の所有権は交付金対象者にありますが、これを処分しようとする時は、あらかじめイノベ機構の承認を受ける必要があります。

交付事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、交付金対象者は、交付事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から１０年間は当該資産を交付金の交付の目的外（他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。

なお、当該資産を目的外使用することにより収入金があった時は、イノベ機構の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

（２）産業財産権

交付金対象者は、本事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後５年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、イノベ機構に届出書を提出する必要があります。

（３）固定資産等

交付金で取得した固定資産等は、圧縮記帳を適用することが可能です。

IX 問い合わせ先

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 事業推進部 資金調達事業担当

電 話：053-489-8111

E-mail：jigyo@hai.or.jp

債務保証 その他様式

事業計画カード

1 会社名	資本金	円
代表者	従業員	
住所	電話番号	人

2 事業（プロジェクト）計画名及び事業（プロジェクト）活動場所

3 事業費規模

円

4 開発技術（又は製品）等の概要

(1) 目的

(2) 従来技術（又は製品）等との対比（自社及び業界での比較対比）

(3) 効果（市場性、需要予測等）

(4) 開発技術等の進行段階（該当に○印をつけてください）

1 基礎研究段階

2 試作段階

3 研究開発完了段階

(5) 計画の全体スケジュール（開発期間、人員体制、工場設備の増強等について）

※開発技術等の図面（システム図、外観図等）又は写真については別紙をご利用ください。

利益計画書

(単位：千円)

項目/期		前々期実績	前期実績	今期予想	1期後予想	2期後予想	3期後予想	4期後予想	7期後予想	10期後予想
売上高	売上 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
変動費	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	材料費・商品仕入 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
	外 注 費 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
	消 耗 品 費 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定費	限 界 利 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	役 員 報 酬									
	人 件 費 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
	① 減 価 償 却 費 (既 存 分)									
	② " (今 回 分)									
	賃 借 料 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
	支 払 利 息 割 引 料 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
	そ の 他 の 固 定 費 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
	そ の 他 の 開 発 経 費 (既 存 分)									
	" (今 回 分)									
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外損益	営 業 利 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	営 業 外 損 益									
法人税等	特 別 損 益									
	法 人 税 等									
	③ 当 期 利 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キャッシュフロー = ① + ② + ③		0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期借入金返済 (既 存 分)										
長期借入金返済 (今 回 分)										
差 引		0	0	0	0	0	0	0	0	0

金融機関取引推移表

(企業名)

単位：円

金 融 機 関 取 引 状 況 (年 月 日現在)				
銀行（支店）名	借入金計	(うち長期)	(うち割引)	預金
合計	0	0	0	0

単位：円

金 融 機 関 取 引 状 況 (年 月 日現在)				
銀行（支店）名	借入金計	(うち長期)	(うち割引)	預金
合計	0	0	0	0

単位：円

金 融 機 関 取 引 状 況 (年 月 日現在)				
銀行（支店）名	借入金計	(うち長期)	(うち割引)	預金
合計	0	0	0	0

※前三期分決算時点の残高を記入してください。

個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 宛

住 所

氏 名

印

私は、貴機構の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

- ① 信用保証業務およびこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴機構が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること
- ② 貴機構が裏面に掲げる私に関する個人情報を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、融資を実行する銀行及びその他の金融機関（銀行法（平成9年法律第78号）第2条第1項及び信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条で規程する金融機関並びに特別に制定した法律を根拠法として設立された政府関係金融機関をいう。）との間で授受すること

記

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ① 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、以下に掲げる貴殿の個人情報等を信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに以下の目的の達成に必要な範囲で利用すること。
- ② 貴殿の本籍等の業務条知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

<個人情報>

- ① 氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報等、保証委託申込書、条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報
- ② 収入・負債額・資産保有状況等、求償権の行使に必要な情報

<利用目的>

- ① 保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ② 保証取引の継続的な管理
- ③ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ④ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑤ 損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑥ 求償権の行使

個人情報の提供に関する同意書

年 月 日

(金融機関名)

御中

住 所

氏 名

印

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の保証を利用するにあたり、貴 が保有する以下に掲げる私に関する個人情報を、以下に掲げる利用目的のため、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構に対して提供することについて同意いたします。

1 提供する個人情報

- ① 氏名・住所・連絡先・家族に関する情報・決算・税務申告に関する情報・返戻保証料振込口座等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載されたすべての情報
- ② 取扱商品・サービス内容・取引等、経営内容に関する情報
- ③ 預金残高情報（過去のものを含む）
- ④ 融資残高・返済状況等、与信取引内容に関する情報（過去のものを含む）
- ⑤ 与信審査・条件変更審査内容に関する情報
- ⑥ 借入期間・金利・弁済額・弁済日等、本取引に関する情報
- ⑦ 延滞状況を含む本取引の弁済に関する情報
- ⑧ 期限の利益の喪失・法的整理・手形不渡等、自己発生に関する情報
- ⑨ 所有資産・与信取引状況等、返済能力に関する情報
- ⑩ 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

2 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構における利用目的

- ① 保証利用可能性の確認
- ② 保証申込・条件変更の受付
- ③ 保証利用資格の確認
- ④ 保証・条件変更の審査
- ⑤ 保証・条件変更の決定
- ⑥ 保証取引の継続的な管理
- ⑦ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑧ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑨ 損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑩ 保証料率・保険料等の算定および保証料の返戻
- ⑪ 代位弁済請求の受付・代位弁済の審査
- ⑫ 求償権の行使
- ⑬ その他はままつ新事業創出資金調達促進事業の適正な運営

交付金 その他様式

申請者の概要

企業名				
本社の 所在地・連絡先	〒			
	電 話		FAX	
	ホームペー ジ URL			
市内主たる事業所	〒 ※本社と同様の場合「同上」と記載			
市内研究開発拠点	〒 ※本社と同様の場合「同上」と記載			
代表者氏名				
設立年月日				
資本金	百万円		従業員数 (うち浜松市内従業員数)	人 ()
本件担当者・連絡先	氏 名			
	電 話			
	E-mail			
債務保証事業 ・ 交付金事業で行う 主な活動内容 (200字以内)				

事業提案書

※10 ページ以内でご提出下さい（文字のサイズ 10.5 ポイント以上）

1. 既存事業について

- ① 既存事業の概要（アウトライン）
- ② 既存事業に対する問題意識、課題（データ等をもとに分析のこと）
- ③ 既存事業が対象とする市場、顧客（市場規模と成長性を明示のこと）
- ④ 既存事業の対象市場における競合の状況
- ⑤ 競争を勝ち抜く上でカギとなる貴社の強み・差別化要素・勝ち筋
- ⑥ その他特記事項

2. 新規事業（プロジェクト）について

- ① プロジェクト名称
- ② プロジェクトの概要
- ③ いまなぜそのプロジェクトが必要かについての説明
- ④ 対象プロジェクトにおける対象市場、顧客
- ⑤ 対象プロジェクトにおける競合の状況
- ⑥ 対象プロジェクトにおける自社の強み、差別化要素・勝ち筋
- ⑦ 現時点における対象プロジェクトの進捗状況
- ⑧ 実施期間満了時点での成果目標（現時点からどのような成果が見込まれるか具体的に、定量的に説明）
- ⑨ プロジェクト遂行に必要な所要資金の全体像とその資金調達先（すでに行ったもの、今後行いたいもの）
- ⑩ プロジェクトの実施体制
- ⑪ その他特記事項

3. 地域への貢献（自由記述）

- ① 貴社の事業が今後計画どおりに推移・発展した場合に、貴社は浜松市の経済や産業、人々の暮らしにどのようなインパクトや貢献ができそうか。浜松市への貢献について貴社の熱意とコミットメントをお聞かせください。（将来ビジョン・熱意・決意）

利害関係の確認について

- 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「機構」）は、採択審査に当たり審査委員会を開催します。この審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- さらに、審査委員の選定段階で、機構は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そのため、本事業の申請に係る提出書類一式を審査委員に提示し、自らが利害関係者に当たるかどうか、の判断を促しますのでご了承下さい。
- また、機構が審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、下記の記載欄に任意で記載いただいても構いません。なお、審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

(利害関係者候補者等、備考欄)

計画書の概要

会社概要			
企業名			
設立年月日		所在地	
資本金		従業員数	
主たる株主及び保有割合			
申請事業概要			
展開する新事業の概要			
事業の背景			
顧客/市場			
自社の強み			
交付金申請対象事業			
交付金申請金額			
資金使途計画の概要			
地域貢献			
地域貢献のポイント			

貴社の業績及び事業計画（向こう10年）

事業年度	(単位：千円)											
	前々期 年 月 期	前期 年 月 期	当期(見込み) 年 月 期	来期計画 年 月 期	来々期計画 年 月 期	5年目計画 年 月 期	10年目計画 年 月 期					
売上高												
売上原価												
売上総利益	0	0	0	0	0	0	0					
売上総利益率 (%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!					
販売費及び一般管理費												
営業利益	0	0	0	0	0	0	0					
売上高営業利益率 (%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!					
営業外収益												
営業外費用												
経常利益	0	0	0	0	0	0	0					
特別利益												
特別損失												
税引前当期純利益	0	0	0	0	0	0	0					
全体売上高に対する浜松の売上比率(%)												
従業員数 (人)												
上記従業員数の内、浜松市内事業所の従業員数												
新規雇用人数 (人)												
上記新規雇用人数の内、浜松での新規雇用 (人)												

※企業全体の業績等を記載してください。

貴社の資金計画（向こう10年）

(単位：千円)

事業年度	①=②+③									
	前々期 年 月 期	前期 年 月 期	当期(見込み) 年 月 期	来期計画 年 月 期	来々期計画 年 月 期	5年目 年 月 期	10年目 年 月 期			
事業成長に向けた所要資金（投資）	0	0	0	0	0	0	0	①		
うち、自己資金による調達								②		
うち、外部資金による調達	0	0	0	0	0	0	0	③		
補助金等										
銀行借入										
エクイティファイナンス										

※企業全体の資金計画を記載してください。

「新地開拓を矢張り示してくだされ」

-113-

交付対象事業に要する交付金申請金額

申請事業者の名称		申請事業(プロジェクト)の名称	
交付金の申請額合計(円)		単位は全て円	
勘定科目名	交付金申請金額 (円)	金額算出根拠	資金使途詳細
I. 売上原価・製造原価			
1.仕入代金	0		KGI・KPIとの関連性
2.材料費	0		
3.外注費	0		
4.労務費	0		
5.その他経費	0		
II. 販売費及び一般管理費			
1.人件費	0		
2.消耗品費	0		
3.旅費	0		
4.研究開発費	0		
5.その他経費	0		
III. その他固定資産取得費等			
1.土木・建築工事費	0		
2.機械装置等製作・購入費	0		
3.改造修理費	0		
合計	0		



公益財団法人

浜松地域イノベーション推進機構

Hamamatsu Agency for Innovation